

## 日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

### 全体評価

<参考> 業務の質の向上:A 業務運営の効率化:A 財務内容の改善:A

#### ①評価結果の総括

- 理事長のリーダーシップの下、本事業団の助成業務は私立学校の振興に大いに貢献し、中期計画に基づく年度計画の着実な実施と業務改善に取り組み、第2期中期目標を達成したと評価できる。
- 特に、学校法人等への経営支援・情報提供事業については、経営困難な学校法人に対する経営改善計画の作成支援や定期的なフォローアップ、経営改善計画策定のための教材の見直し・充実など、中期目標期間を通じた積極的な活動により支援内容が非常に充実してきたと評価できる。今後は、その活用により、私立学校の経営の安定並びに私立学校教育の振興に貢献することを期待する。
- また、貸付事業においては、学校法人のニーズ等を踏まえて、貸付対象範囲の拡大、貸付条件の緩和など、学校法人にとって使い勝手の良い貸付制度への継続的な改善が図られ、さらに、東日本大震災発生以降は、復旧のための緊急融資、耐震化工事への長期低利融資の実施など、高く評価できる。

#### ②中期目標期間の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)

##### (1)事業計画に関する事項

- 会計検査院実地検査報告における指摘事項への学校法人に対する注意喚起等再発防止への対応も、適時、実施しているが、依然として、不当の指摘を受けている事案が生じていることから、補助金の適正な使用に向けて、さらなる周知徹底を図ることが望まれる。(項目別-5)

##### (2)その他

- 収支計画上の利益は確保できており、また利益処分についても、適切と評価できる。ただし、貸付金残高が今後減少傾向にあると予想されるため、事業団の財政健全化の観点から、中長期的な安定した貸付規模の確保が今後の課題となる。(項目別-95)

#### ③特記事項

- リスク管理債権の一層の低減に向け、東日本大震災関連の法人を含め、将来、不良債権化する可能性のある法人に対する経営指導等を徹底していくことが望まれる。

文部科学省独立行政法人評価委員会  
高等教育分科会 日本私立学校振興・共済事業団部会 名簿

部会長	佐野 慶子	佐野公認会計士事務所 公認会計士
臨時委員	石堂 正信	公益財団法人日本ナショナルトラスト参与
臨時委員	佐藤 誠二	国立大学法人静岡大学人文社会科学部教授
臨時委員	田中 清	銀座ファースト法律事務所長 弁護士
臨時委員	渡辺 善子	(前)日本アイ・ビー・エム株式会社常勤監査役

# 日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価 項目別評価総表

中期目標の項目名	評定	中期計画の項目名	中期目標期間中の評価の経年変化					
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
<b>○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>		<b>○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>						
(大項目名)国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	(大項目名)国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	
(中項目名)私立大学等に対する補助事業	A	(中項目名)私立大学等に対する補助事業	A	A	A	A	A	
(小項目名)補助金配分方法の見直し状況	A	(小項目名)補助金配分方法の見直し状況	A	A	A	A	A	
(小項目名)補助金制度の周知状況	A	(小項目名)補助金制度の周知状況	A	A	A	A	A	
(小項目名)補助金申請方法の改善状況	A	(小項目名)補助金申請方法の改善状況	A	A	B	A	A	
(中項目名)学校法人等に対する貸付事業	A	(中項目名)学校法人等に対する貸付事業	A	A	A	A	A	
(小項目名)借入ニーズの把握及び貸付財源の確保状況	A	(小項目名)借入ニーズの把握及び貸付財源の確保状況	A	A	A	A	A	
(小項目名)貸付対象・貸付条件の見直し状況	A	(小項目名)貸付対象・貸付条件の見直し状況	A	A	A	A	A	
(小項目名)延滞債権の回収に向けた取組状況	A	(小項目名)延滞債権の回収に向けた取組状況	A	A	A	A	A	
(中項目名)学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	A	(中項目名)学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	A	A	A	A	A	
(小項目名)経営改善等に向けた支援の取組状況	A	(小項目名)経営改善等に向けた支援の取組状況	A	A	A	A	A	
(小項目名)経営改善計画の作成支援状況	S	(小項目名)経営改善計画の作成支援状況	A	A	A	A	S	
(小項目名)HP内容の工夫・改善の取組状況	A	(小項目名)HP内容の工夫・改善の取組状況	A	A	A	A	A	
(小項目名)情報収集提供機能の充実・改善状況	A	(小項目名)情報収集提供機能の充実・改善状況	A	A	A	A	A	
(小項目名)学校法人等に対する情報提供状況	A	(小項目名)学校法人等に対する情報提供状況	A	B	A	A	A	
(中項目名)受配者指定寄付金事業	A	(中項目名)受配者指定寄付金事業	A	A	A	A	A	
(小項目名)利用促進に向けた取組状況	A	(小項目名)利用促進に向けた取組状況	A	A	A	A	A	
(小項目名)電算処理システムの構築状況	A	(小項目名)電算処理システムの構築状況	A	A	A	A	A	
(中項目名)学術研究振興基金事業	A	(中項目名)学術研究振興基金事業	A	A	A	A	A	

中期目標の項目名	評定	中期計画の項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(小項目名)交付対象事業・採択基準等の見直し状況	A	(小項目名)交付対象事業・採択基準等の見直し状況	A	A	A	A	A
(小項目名)研究成果の普及の取組状況	A	(小項目名)研究成果の普及の取組状況	A	A	A	A	A
(小項目名)審査の客観性及び透明性の確保の取組状況	A	(小項目名)審査の客観性及び透明性の確保の取組状況	A	A	A	A	A
(小項目名)取扱基準の周知の取組状況	A	(小項目名)取扱基準の周知の取組状況	B	A	A	A	A
(小項目名)基金事業の広報活動状況	A	(小項目名)基金事業の広報活動状況	A	A	A	A	A
(中項目名)事業に関する情報開示	A	(中項目名)事業に関する情報開示	A	A	A	A	A
(小項目名)HP等を活用した情報開示の状況	A	(小項目名)HP等を活用した情報開示の状況	A	A	A	A	A
(小項目名)公表資料のHPへの掲載状況	A	(小項目名)公表資料のHPへの掲載状況	A	A	A	A	A
<b>○業務運営の効率化に関する事項</b>		<b>○業務運営の効率化に関する事項</b>					
(大項目名)業務運営の効率化に関する事項	A	(大項目名)業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	A	A
(中項目名)効率的な業務運営体制の確立	A	(中項目名)効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A
(中項目名)経費等の縮減・効率化	A	(中項目名)経費等の縮減・効率化	A	A	A	A	A
(中項目名)契約の適正化	A	(中項目名)契約の適正化	A	A	A	A	A
<b>○財務内容の改善に関する事項</b>		<b>○財務内容の改善に関する事項</b>					
(大項目名)財務内容の改善に関する事項	A	(大項目名)予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A
(中項目名)収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	A	(中項目名)収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	A	A	A	A	A
(小項目名)収支計画に沿った適切な運営状況	A	(小項目名)収支計画に沿った適切な運営状況	A	A	A	A	A
(小項目名)自己収入確保の状況	A	(小項目名)自己収入確保の状況	A	A	A	A	A
(中項目名)財務内容の管理・運営の適正化	A	(中項目名)財務内容の管理・運営の適正化	A	A	A	A	A
(小項目名)財務内容の透明性等の確保の状況	A	(小項目名)財務内容の透明性等の確保の状況	A	A	A	A	A
(小項目名)財政状態の健全性の確保の状況	A	(小項目名)財政状態の健全性の確保の状況	A	A	A	A	A
(中項目名)人件費の削減等	A	(中項目名)人件費の削減等	B	A	A	A	A

中期目標の項目名	評定	中期計画の項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(中項目名)期間全体に係る予算	A	(中項目名)期間全体に係る予算	A	A	A	A	A
(中項目名)期間全体に係る収支計画	A	(中項目名)期間全体に係る収支計画	A	A	A	A	A
(中項目名)期間全体に係る資金計画	A	(中項目名)期間全体に係る資金計画	A	A	A	A	A
(大項目名)短期借入金の限度額	—	(大項目名)短期借入金の状況	—	—	—	—	—
<b>○その他業務運営に関する重要事項</b>		<b>○その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>					
(大項目名)その他業務運営に関する重要事項	A	(大項目名)その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A
(中項目名)施設・設備に関する計画	A	(中項目名)施設・設備に関する計画	—	—	—	—	A
(中項目名)人事に関する計画	A	(中項目名)人事に関する計画	A	A	A	A	A
(小項目名)適切な人事配置の状況	A	(小項目名)適切な人事配置の状況	A	A	A	A	A
(小項目名)人材確保に向けた取組状況	A	(小項目名)人材確保に向けた取組状況	A	A	A	A	A
(小項目名)職員の資質・能力向上に向けた取組状況	A	(小項目名)職員の資質・能力向上に向けた取組状況	A	A	A	A	A
(中項目名)研修等助成に関する事項	A	(中項目名)研修等助成に関する計画	A	A	A	A	A
(中項目名)中期目標期間を超える債務負担	—	(中項目名)中期目標期間を超える債務負担	—	—	—	—	—

※「—」は当該年度では該当がないことを、「／」は終了した事業を表す。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)  
 本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
収入						支出					
政府出資金	—	11,000	—	28,166	12,194	貸付金	55,488	86,216	70,140	60,152	52,510
借入金	40,100	56,900	46,600	14,500	29,600	借入金償還	53,634	54,613	55,404	54,858	60,901
私学振興債券	3,998	8,000	8,000	5,000	5,000	借入金利息	10,886	9,879	9,166	8,442	7,434
貸付回収金	64,982	65,681	69,559	74,272	70,353	私学振興債券償還	—	—	—	6,000	6,000
貸付金利息	13,709	12,804	12,340	11,912	10,783	債券利息	807	889	999	1,073	1,032
預金利息	15	7	3	9	3	債券発行諸費	16	30	30	20	20
国庫補助金	324,827	321,782	322,182	339,381	323,807	助成金	73	100	100	100	100
受入寄付金	15,762	13,099	13,616	15,208	17,026	交付補助金	324,827	321,782	322,182	339,381	323,807
受入基金	19	10	8	4	6	配付寄付金	15,455	14,404	12,630	13,638	17,044
基金受取利息	110	110	114	110	110	学術研究振興費	129	129	130	129	130
雑収入	401	595	2,473	2,718	1,813	人件費	1,100	1,039	1,016	1,052	1,117
						一般管理費	159	158	155	160	166
						業務経費	387	379	387	419	410
						施設設備費	—	—	—	—	64
						長期勘定へ繰入	37	50	70	100	100
						雑支出	384	577	2,456	2,702	1,794
計	463,923	489,988	474,895	491,280	470,695	計	463,382	490,245	474,865	488,226	472,629

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
費用						収益					
経常費用						経常利益					
交付補助金	324,827	321,782	322,182	339,381	323,807	補助金等収益	324,827	321,782	322,182	339,381	323,807
借入金利息	10,827	9,822	9,118	8,386	7,370	貸付金利息	13,576	12,794	12,315	11,825	10,705
配付寄附金	15,455	14,404	12,631	13,637	17,043	寄附金収益	15,587	14,536	12,764	13,770	17,177
一般管理費	545	552	535	549	568	財務収益・雑益	410	601	2,475	2,727	1,815
その他	2,454	2,948	4,919	5,580	4,168	受託収入	1	1	0	0	0
臨時損失	0	1	0	1	2	臨時利益	390	9	36	50	27
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0						
計	354,108	349,509	349,385	367,534	352,958	計	354,791	349,723	349,772	367,753	353,531
						純利益(損失)	683	214	387	219	573
						総利益(損失)	683	214	387	219	573

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

※平成20年度決算において利益が計上された理由は、長期滞納法人からの回収、貸付残高の減少等により、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」が減少したことによるものである。

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出						業務活動による収入					
交付補助金支出	324,827	321,782	322,182	339,381	323,807	国庫補助金収入	324,827	321,782	322,182	339,381	323,807
貸付による支出	55,488	86,216	70,140	60,152	52,510	貸付金の回収による収入	64,982	65,681	69,559	74,272	70,353
長期借入金の返済による支出	53,634	54,613	55,404	54,858	60,901	長期借入による収入	40,100	56,900	46,600	14,500	29,600
借入金利息支出	10,886	9,879	9,166	8,442	7,434	貸付金利息収入	13,586	12,797	12,275	11,889	10,759
私学振興債券の償還による支出	—	—	—	6,000	6,000	受配者指定寄付金の受入による収入	15,159	13,097	13,584	15,136	17,027
受配者指定寄付金の配付による支出	14,839	14,398	12,596	13,563	17,044	その他の収入	4,645	8,725	10,623	7,888	6,951
その他の支出	3,108	3,061	5,223	5,466	4,585	投資活動による収入	105,875	129,521	108,032	242,246	83,696
投資活動による支出	105,988	130,027	106,035	245,345	80,600	財務活動による収入	19	11,010	8	28,169	12,200
財務活動による支出	110	150	170	200	200	前年度よりの繰越金	11,519	11,832	11,219	13,165	13,240
翌年度への繰越金	11,832	11,219	13,166	13,239	14,552						
計	580,712	631,345	594,082	746,646	567,633	計	580,712	631,345	594,082	746,646	567,633

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
資産						負債					
流動資産	601,659	622,286	622,015	610,518	590,940	流動負債	64,667	64,680	71,293	77,460	73,148
固定資産	8,210	7,682	8,206	8,050	7,905	固定負債	489,507	498,520	491,935	445,925	417,942
						負債合計	554,174	563,200	563,228	523,385	491,090
						純資産					
						資本金	48,969	59,969	59,969	88,135	100,329
						資本剰余金	5,365	5,375	5,383	5,387	5,393
						利益剰余金	1,360	1,424	1,641	1,661	2,033
						(うち当期未処分利益)	683	214	387	219	573
						(うち当期未処理損失)	—	—	—	—	—
						純資産合計	55,694	66,768	66,993	95,183	107,755
資産合計	609,869	629,968	630,221	618,568	598,845	負債純資産合計	609,868	629,968	630,221	618,568	598,845

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
I 当期末処分利益(又は損失)					
当期総利益	683	214	387	219	573
当期総損失	—	—	—	—	—
前期繰越欠損金	—	—	—	—	—
II 利益処分額					
積立金	533	44	187	19	373
積立金取崩額	—	—	—	—	—
日本私立学校振興・共済事業団法第35条第1項に基づく助成金	100	100	100	100	100
日本私立学区振興・共済事業団法附則第12条の規定に基づく長期勘定への繰入	50	70	100	100	100

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

※平成20年度決算において利益が計上された理由は、長期滞納法人からの回収、貸付残高の減少等により、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」が減少したことによるものである。

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

職種※	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
職員数	103	103	103	103	103

# 日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

【(大項目)1】	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	【評定】 A				
【(中項目)1-1】	1 私立大学等に対する補助事業	【評定】 A				
【(小項目)1-1-1】	(1) 補助金配分方法の見直し状況	【評定】 A				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期目標:各大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守した適正な配分を行う。 中期計画:文部科学省における補助金制度の見直し等の状況を踏まえつつ、効率的な補助金の交付に向け、積極的に文部科学省と協議を行うなど配分方法の適時適切な見直しを行う。		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		<b>実績報告書等 参照箇所</b>				
		実績報告書 P.1~3 参照。				

## 【インプット指標】 (単位:百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	H24
人件費	164	153	154	160	160
業務経費	157	123	132	138	147
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)	(2,334)
従事人員数	20	19	20	20	20

注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。

注2:単位は百万円未満切り捨てである。

注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。※

注4:従事人員数は、複数の事業を兼務した場合は、それぞれの事業に計上している。

※ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価
<p><b>【補助金配分方法の見直し状況】</b></p> <p>文部科学省における補助金制度の見直し等の状況を踏まえつつ、効率的な補助金の交付に向け、積極的に文部科学省と協議を行うなど配分方法の適時適切な見直しを行ったか。</p>	<p>(1) 文部科学省における補助金制度の見直し等の状況を踏まえつつ、効率的な補助金の交付に向け、積極的に文部科学省と協議を行うなど配分方法の適時適切な見直しを行った<b>【実績報告書 P.1～3】</b>。</p> <p><b>【配分方法の見直し】(実績報告書 P.1～2)</b></p> <p>補助金の適正かつ効率的な配分を行うため、一般補助及び特別補助について、文部科学省と協議しつつ、毎年度継続して配分方法の見直しを行った。主なものは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不交付となる定員超過率の強化(平成 20 年度～24 年度)</li> <li>・ 定員割れ大学等への傾斜配分の強化(平成 20 年度～23 年度)</li> <li>・ 定員超過大学等への傾斜配分の強化(平成 23 年度、24 年度)</li> <li>・ 収入超過状況による傾斜配分の強化(平成 22 年度、23 年度)</li> <li>・ 情報の公表の実施状況による傾斜配分の強化(平成 22 年度～24 年度)</li> <li>・ 高額給与支給者に対する補助基準額の減額強化(平成 22 年度)</li> <li>・ 地方中小規模校の学生経費の単価増(平成 22 年度)</li> <li>・ 特別補助項目の移行に伴う教員・学生経費の単価増(平成 23 年度)</li> <li>・ 減額又は不交付措置法人の翌年度以降の取扱いの見直し(平成 24 年度)</li> </ul> </li> <li>○ 特別補助 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各申請ゾーンの申請方法の見直しについて(平成 20 年度)</li> <li>・ 申請ゾーン間の配分割合の見直しについて(平成 20 年度、21 年度)</li> <li>・ 申請ゾーンに係る補助対象項目の見直しについて(平成 20 年度、22 年度)</li> <li>・ 補助対象項目の新設・統合(平成 20 年度～24 年度)</li> <li>・ 一般補助と特別補助の抜本的組換え(平成 23 年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>* 従来の特別補助の対象となっていた取組の内、共通的な取組として一般化したものについて一般補助に組み替えた。</li> </ul> </li> <li>・ 個別補助項目の見直し(平成 20 年度～24 年度)</li> </ul> </li> </ul>	<p>補助金に係る関係法令及び交付要綱等を遵守しつつ、学校法人の運営状況の適性化を促す増減率の採用、一般補助と特別補助の抜本的組換えなどの見直し、また、東日本大震災の被害に対する対応など、文部科学省との協議を行いながら、適切に対応しており、評価できる。</p>

**【東日本大震災への対応】（実績報告書 P.2～3）**

○ 東日本大震災に係る補助金交付額（平成 23 年度、24 年度）（**実績報告書 P.2**）

平成 23 年度については第一次補正予算及び第三次補正予算において、①教育研究活動の復旧を要する大学等に対し支援を行う「教育研究活動復旧費」、②経済的に修学困難になった被災学生に対し授業料減免等を行う大学等に支援を行う「学費減免に対する経常費助成（平成 24 年度に「授業料減免事業等支援経費（震災分）」に名称変更）」、③岩手・宮城・福島県に所在する大学の安定的・継続的な教育環境を保障するための経費を対象とする「被災私立大学等復興特別補助」の 3 費目が措置され、18,490 百万円を交付した。

平成 24 年度については「授業料減免事業等支援経費（震災分）」及び「被災私立大学等復興特別補助」として、5,054 百万円を交付した。

（単位：百万円）

区 分	補 助 金 額		合 計
	平成23年度	平成24年度	
教育研究活動復旧費	10,094	—	10,094
授業料減免事業等支援経費（震災分）	8,098	4,276	12,374
被災私立大学等復興特別補助	298	778	1,076
合 計	18,490	5,054	23,544

※ 「授業料減免事業等支援経費（震災分）」は、平成 23 年度においては「学費減免に対する経常費助成」の項目名で交付している。

○ 補助金の早期交付（平成 23 年度、24 年度）（**実績報告書 P.2**）

平成 23 年度については第一次補正予算として措置された「教育研究活動復旧費補助」、「学費減免に対する経常費助成」及び当初予算分の「授業料減免事業等支援経費」の一部について、第一次交付を平成 23 年 7 月 29 日（参考：平成 22 年度第一次交付…平成 22 年 12 月 3 日）に前倒して、資金交付した（交付額：13,216 百万円）。

平成 24 年度も平成 23 年度に引き続き、震災関係の補助金について、一部を前倒して資金交付することとし、「授業料減免事業等支援経費（震災分）」及び「被災私立大学等復興特別補助」を第一次交付として平成 24 年 9 月 12 日に資金交付した（交付額：1,423 百万円）。

	<p>○ 東日本大震災に係る補助金配分上の取扱いの弾力化(平成 23 年度、24 年度)(実績報告書 P.2~3)</p> <p>震災の影響による学生数の増減を補助金配分上、配慮するため、「学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率」及び「不交付となる収容定員充足率」の取扱いを弾力化するとともに、東日本大震災に関する支援活動を促進するため、補助金配分上、「寄付金(震災義援金)支出」の取扱いを弾力化した。</p>	
--	--	--

【(小項目)1-1-2】	(2) 補助金制度の周知状況	<b>【評定】</b> <p style="text-align: center;">A</p>				
<p><b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b></p> <p>中期目標:各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底する取組を強化する。</p> <p>中期計画:各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため、補助金事務に関する手引書を改訂するなど取組を強化する。</p> <p>また、私立大学等のニーズに応じた内容の研修会を毎年度開催するとともに研修会ごとにアンケートを実施し、理解度を80%以上とする。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
<p><b>【インプット指標】</b></p> <p><b>【(小項目)1-1-1】と同じ</b></p>		A	A	A	A	A
		<b>実績報告書等 参照箇所</b>				
		実績報告書 P.3~5 参照。				
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>				
<p><b>【補助金制度の周知状況】</b></p> <p>各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため、補助金事務に関する手引書を改訂するなど取組を強化したか。</p> <p>また、私立大学等のニーズに応じた内容の研修会を毎年度開催したか。また、研修内容の理解度等に関するアンケートの結果が、理解度を80%以上となっているか。</p>	<p>(2) 各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため、補助金事務に関する手引書を改訂するなど取組を強化した(実績報告書 P.3~5)。</p> <p>また、私立大学等のニーズに応じた内容の研修会を毎年度開催するとともに研修会ごとにアンケートを実施し、理解度を80%以上とする。</p> <p><b>【私立大学等経常費補助金説明会の開催】(実績報告書 P.3~4)</b></p> <p>学校法人の事務担当者に補助金事務の周知を図るため、私立大学等経常費補助金説明会を毎年度開催するとともに、アンケート結果を踏まえ、説明内容等の改善に努めた。</p>	<p>補助金制度への理解を深めるための研修会を実施し、アンケートで理解度を確認するとともに、その結果を踏まえて研修内容の充実、補助金業務に関する手引書(「補助金事務必携」)の改訂を行った。また、補助金の配分方法等については、ホームページ並びに広報誌などで周知を図った。会計検査院の検査において指摘を受けた補助金に関する事項についても、補助金事務必携及び広報誌を通じて周知徹底して再発の防止を図っている。</p> <p>なお、会計検査院実地検査報告における指摘事項への学校法人に対する注意喚起等再発防止への対応も、適時、実施しているが、依然として、不当の指摘を受けている事案が生じていることから、補助金の適正な使用に向けて、さらなる周知徹底を図ることが望まれる。</p>				

○ 私立大学等経常費補助金説明会の開催状況(実績報告書 P.3)

開催年度	会 場	参加法人数	参加人数
平成 20 年度	札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・福岡	1,098	3,557
平成 21 年度	同 上	1,449	5,752
平成 22 年度	同 上	1,258	4,636
平成 23 年度	同 上	1,270	4,659
平成 24 年度	同 上	1,266	4,933

○ アンケート結果を踏まえた改善点(実績報告書 P.3)

- (平成 20 年度)参加者の習熟度に対応するため、経験者編(全国 6 会場)と入門者編(東京会場のみ)に分けて実施した。
- (平成 21 年度)説明会の日程について、東京地区 4 日間(2 日間×2 回)、それ以外の各地区は 2 日間と日数を増やし実施した。
- (平成 22 年度)入門者編と経験者編の各々のレベルに対応するよう説明資料の改善を図った。
- (平成 23 年度)説明会の日程について、1 日目を「入門者向け」、2 日目を「経験者向け」の順に変更し実施した。
- (平成 24 年度)補助金申請に係る問合せの多い事項について、Q & A形式の資料を新たに作成した。

○ 参加者の説明会内容の理解度(アンケート結果による)(実績報告書 P.3~4)

補助金説明会において、参加者全員にアンケートを実施した結果、参加者の理解度は以下の通りであり、目標とした 80%を上回った。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経験者編	政策レベル	経験者編	責任者向け	責任者向け
91.3% (回収率 65.0%)	91.5% (回収率 72.8%)	92.8% (回収率 71.9%)	93.3% (回収率 75.2%)	91.0% (回収率 81.8%)
入門者編	実務レベル	入門者編	入門者向け	入門者向け
89.9% (回収率 92.1%)	90.7% (回収率 77.4%)	91.8% (回収率 85.8%)	93.0% (回収率 90.5%)	92.5% (回収率 88.1%)

**【補助金事務に関する手引書の改訂】(実績報告書 P.4)**

補助金計算の事例等を通じて制度の仕組みが理解できるよう補助金事務に関する手引書を改訂し、平成25年3月に「補助金事務必携－私立大学等経常費補助金の仕組みと事務の詳細－」を発行し、大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人(639 法人)に配付した。

《補助金事務必携構成》

- 第1章 私立大学等経常費補助金
- 第2章 一般補助の仕組み
- 第3章 実例による補助金計算(一般補助)
- 第4章 特別補助
- 第5章 補助金の適正な申請及び執行について

**【配分方法について文書等による周知】(実績報告書 P.4～5)**

各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、配分方法の変更点や申請上注意すべき点など補助金の適正な使用を周知徹底するため、以下の取組を毎年度継続して実施した。

○ 文書による注意喚起・配分基準の公開(平成20年度～24年度)(**実績報告書 P.4**)

- ・ 配分基準、配分方法の変更点について、ホームページまたは電子窓口にて周知した。
- ・ 広報誌『月報私学』に配分方法の変更点、予算額、会計検査院の实地検査結果などを掲載し、制度に対する理解を促した。

○ 私学関係団体等の講演・研修会等を利用した補助金制度の周知(平成20年度～24年度)(**実績報告書 P.4**)

私学関係団体等が主催する講演会・研修会等において補助金制度についての講演を行い、制度に対する理解を促すとともに、補助金の適正な申請及び使用に関する注意を喚起した。

講演回数は以下のとおりである。

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
講演回数	13	17	9	11	10

○ 事業の実施状況に関する大学等への实地調査(平成20年度～24年度)(**実績報告書 P.4～5**)。

補助金の適正な申請及び使用の状況を確認するため、補助金を交付した学校法人の一部に対して実地調査を行った。調査の結果、申請上の軽微なミスは散見されるものの、法人の管理運営を問うような「不適正な事象」と判断される事例はなかった。

実施法人・学校数は以下の通りである。

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
法 人 数	73	79	52	54	56
学 校 数	109	97	62	81	82

〔実地調査法人の増減要因〕

平成 21 年度は、補助金課による実地調査以外に、管理部門の職員を中心とした総合出張において補助金の調査を行っていたが、平成 22 年度から調査内容の充実を図る観点により、補助金課職員を中心とした実地調査に集約することとした。

○ 会計検査院検査結果及び対応状況(実績報告書 P.5)

私立大学等への実地検査の状況

(単位:千円)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
検査対象	49 法人・ 66 校	56 法人・ 76 校	60 法人・ 78 校	53 法人・ 73 校	29 法人・ 36 校
指摘事項	5 法人・ 5 件	5 法人・ 7 件	3 法人・ 3 件	6 法人・ 7 件	10 法人・ 10 件
指摘金額	43,001	42,239	9,378	130,601	59,505

○ 会計検査の根拠等(実績報告書 P.5)

私立大学等経常費補助金は、事業団が国から資金の交付を受け、同額を学校法人に交付する間接補助方式となっている。補助金の交付を受けている学校法人は、会計検査院法第 23 条第 1 項第 3 号に基づき選択的検査対象に指定され、会計検査を受けることとなっている。

○ 全学校法人への周知徹底(実績報告書 P.5)

会計検査院から指摘を受けた事項については、他の学校法人で今後同様の問題が生じないように注意を促すため、以下の方法により周知徹

	<p>底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「補助金事務必携」に会計検査院の实地検査への対応や適正な申請に向けた留意点を掲載</li><li>・広報誌『月報私学』に不当事項の内容掲載と注意喚起</li><li>・学校法人が申請内容を見直すための資料(「事務担当者資料」)に過去からの指摘事例及び見直しのポイントを掲載</li><li>・補助金説明会(全国6会場)において会計検査制度や指摘事例の説明及び注意喚起</li></ul>	
--	--	--

【(小項目 1-1-3)】	(3) 補助金申請方法の改善状況	【評定】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:文部科学省の補助金制度の見直し等の状況を踏まえつつ、学校法人に対する経常費補助金の配分方法の適時適切な見直しを行い、補助効果を高めることとする。</p> <p>中期計画:学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減を図るため、調査票を簡素化するなど申請方法の改善を行う。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	B	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.5~6 参照。				
【インプット指標】						
【(小項目)1-1-1】と同じ						
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【補助金申請方法の改善状況】</p> <p>学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減を図るため、調査票を簡素化するなど申請方法の改善を行ったか。</p>	<p>(3) 学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減を図るため、調査票を簡素化するなど申請方法の改善を行った(実績報告書 P.5~6)。</p> <p>【補助金交付申請手続きの負担軽減】(実績報告書 P.5~6)</p> <p>学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減のため、調査票の簡素化及び申請書類の電子化の拡充等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票の簡素化(実績報告書 P.5) <ul style="list-style-type: none"> <li>特別補助の調査票の簡素化を図るため、特別補助の調査票全体で 502 項目あった調査項目を平成 20 年度から平成 23 年度までに 303 項目とし、40%削減した。</li> </ul> </li> <li>○ 申請書類の電子化の拡充(実績報告書 P.6) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般補助に加え、特別補助についても電子申請システムによる調査票の提出を可能とした(平成 20 年度)。</li> <li>・ 調査票の提出ミスを防ぐことを目的に電子署名付加システムを稼働させた(平成 23 年度)。</li> </ul> </li> <li>○ 特別補助調査票の様式の見直し及び記入要領の充実(実績報告書 P.6) <ul style="list-style-type: none"> <li>学校法人の補助金交付申請手続きの負担軽減に配慮しつつ、適切な申請が行えるよう、調査票様式の見直し及び記入要領の充実に努めた。また、各種調査依頼中に補助金事務担当者から質問が多く寄せられた事項についても、随時 Q &amp; A を追加作成し文書(電子窓口)で周知した(平成 24 年度)。</li> </ul> </li> </ul>	<p>交付申請手続きにおける事務負担軽減を図るため、調査項目の削減に取り組み、中期計画期間中に項目の 40%削減を実現した。また、調査様式の見直し、記入要領の充実に努めるとともに、電子申請システムによる調査票提出を可能とするなど、評価できる。</p>				

【(中項目)1-2】	2 学校法人等に対する貸付事業	【評定】 A				
【(小項目)1-2-1】	(1) 借入ニーズの把握及び貸付財源の確保状況	【評定】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学校法人等の資金需要を踏まえて貸付規模を適切に把握し、その必要な財源を確保するため、引き続き私学振興債券の発行など、自己調達資金の拡大に努める。</p> <p>中期計画:学校法人の施設整備計画及び借入ニーズを把握するため、引き続き調査等を行う。</p> <p>また、学校法人等の資金需要を満たし、安定した貸付財源を確保するため、引き続き私学振興債券の発行など、自己調達資金の拡大に努める。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		<p><b>実績報告書等 参照箇所</b></p> <p>実績報告書 P.7~12 参照。</p>				

【インプット指標】		(単位:百万円、人)				
(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	H24	
人件費	145	165	155	165	160	
業務経費	148	165	136	155	167	
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)	(2,334)	
従事人員数	17	21	19	20	19	
<p>注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。</p> <p>注2:単位は百万円未満切り捨てである。 注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。※</p> <p>注4:従事人員数は、複数の事業を兼務した場合は、それぞれの事業に計上している。</p> <p>※ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。</p> <p>なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。</p>						

評価基準	実績	分析・評価																																										
<p>【借入ニーズの把握及び貸付財源の確保状況】</p> <p>学校法人の施設整備計画及び借入ニーズを把握するため、引き続き調査等を行ったか。</p> <p>また、学校法人等の資金需要を満たし、安定した貸付財源を確保するため、引き続き私学振興債券の発行など、自己調達資金の拡大に努めたか。</p>	<p>(1) 学校法人の施設整備計画及び借入ニーズを把握するため、引き続き調査等を行った(実績報告書 P.7～12)。</p> <p>また、学校法人等の資金需要を満たし、安定した貸付財源を確保するため、引き続き私学振興債券の発行など、自己調達資金の拡大に努めた。</p> <p>【貸付事業の利用促進方策】(実績報告書 P.7～9)</p> <p>① 借入希望のアンケート調査などにより、借入ニーズを把握</p> <p>中期目標期間の各年度において、借入需要を把握するため、施設整備計画及び借入希望のアンケート調査を大学法人から専修学校法人に対して実施した。毎年度、回答しやすい内容の工夫や大学・短期大学法人等については電子窓口の利用により回収率の向上を図った。</p> <p>なお、信用リスクが著しく高いと見られる学校法人については、案内を控えた。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="669 730 1458 981"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>送付</th> <th>回収</th> <th>回収率</th> <th>希望有</th> <th>希望割合</th> <th>借入希望額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>6,169</td> <td>691</td> <td>11.2%</td> <td>117</td> <td>16.9%</td> <td>46,268,760</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>6,165</td> <td>600</td> <td>9.7%</td> <td>108</td> <td>18.0%</td> <td>60,061,500</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>6,096</td> <td>594</td> <td>9.7%</td> <td>150</td> <td>25.3%</td> <td>85,990,100</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>6,090</td> <td>1,398</td> <td>23.0%</td> <td>111</td> <td>7.9%</td> <td>67,546,475</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>5,257</td> <td>1,392</td> <td>26.5%</td> <td>114</td> <td>8.2%</td> <td>56,578,552</td> </tr> </tbody> </table> <p>※希望割合は、アンケート提出法人に占める借入希望法人の割合である。</p> <p>○ 新增設借入希望照会(実績報告書 P.8)</p> <p>高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校及び専修学校の新設、定員増等のための施設整備に係る事業団資金の借入需要を把握するため、道府県主管課を通じて借入希望の照会を実施した。</p>	年度	送付	回収	回収率	希望有	希望割合	借入希望額	20	6,169	691	11.2%	117	16.9%	46,268,760	21	6,165	600	9.7%	108	18.0%	60,061,500	22	6,096	594	9.7%	150	25.3%	85,990,100	23	6,090	1,398	23.0%	111	7.9%	67,546,475	24	5,257	1,392	26.5%	114	8.2%	56,578,552	<p>借入需要についてはアンケート方式により調査を実施するとともに、施設整備計画をもつ学校法人の訪問、融資相談会・説明会を開催して借入需要の把握に努めた。また、東日本大震災の被災地に対しては、発生翌月には融資案内を送付するとともにホームページにも融資案内を掲示して周知を図り、その後も、説明会の開催、個別の学校法人訪問などを行って借入需要に応えるとともに、震災により経営に支障を生じた学校法人に対する返済猶予措置も講じた。また、耐震化工事に対する長期低利融資制度についても周知を図り、所要の融資を実行するなど、貸付業務全体として、評価できる。</p> <p>これら貸付に対する財源としては、国による出資を受けるなど、当初の財源計画に大きな変更が生じたが、全体として私学振興債券が一定の比率を維持するなど、評価できる。</p>
年度	送付	回収	回収率	希望有	希望割合	借入希望額																																						
20	6,169	691	11.2%	117	16.9%	46,268,760																																						
21	6,165	600	9.7%	108	18.0%	60,061,500																																						
22	6,096	594	9.7%	150	25.3%	85,990,100																																						
23	6,090	1,398	23.0%	111	7.9%	67,546,475																																						
24	5,257	1,392	26.5%	114	8.2%	56,578,552																																						

(単位:千円)

年 度	借入希望 法人数	施設・整備 計 画 額	事業団への 希 望 額	貸 付 法人数	貸 付 額
20 年度	10	944,560	402,400	4	389,000
21 年度	6	297,400	120,000	1	70,000
22 年度	2	187,500	68,000	1	68,000
23 年度	1※	23,500	20,350	0	0
24 年度	0	0	0	0	0

※平成 24 年度に借入希望

② 施設整備計画のある学校法人を積極的に訪問

財務内容が健全な学校法人に対して、事業団融資制度の周知のため、融資促進訪問を行った。特に平成 23 年度、24 年度は、耐震化促進の観点から、長期低利融資事業の周知を中心に行った。

年 度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
訪問数	90	88	106	120	114

③ 融資相談会・説明会等の開催

中期目標期間の各年度において、借入希望のある学校法人を対象とした融資相談会や融資制度の周知を図るための融資制度説明会を実施した。

融資相談会

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
訪問法人数	63(14)	40(5)	74(4)	37(8)	69(12)

※( )内はうち数である。

- ・ 上記取組のほか、文部科学省と合同で学校施設耐震化促進説明会を下記のとおり実施した。補助制度については文部科学省が説明し、融資制度については事業団が説明するとともに利用案内を行った(平成 20 年度のみ)。

区 分	20 年度
法人数	559

融資制度説明会

区 分	21 年度	22 年度	23 年度
訪問法人数	45(23)	71(30)	20(5)

※ ( )内はうち個別相談実施法人数である。

※ 平成 21 年度、22 年度は、学校施設の耐震化事業に係る説明会である。

※ 平成 23 年度は、東日本大震災に係る震災復旧支援融資の説明会である。

・ 私立学校施設の耐震化等防災機能強化推進等に関する意見交換会

東日本大震災からの課題を踏まえ、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化を具体的に推進していく上での実情、課題等について、都道府県私立学校主管部課や私学団体を対象とした文部科学省主催の意見交換会に参加し、耐震改築に対する長期低利融資事業を中心に融資制度を説明した(平成 24 年度のみ)。

開 催 日	会 場 名	参加人数
平成 24 年 6 月 5 日	東京会場 (茨城県外 11 都県)	32
平成 24 年 6 月 14 日	大阪会場 (富山県外 15 府県)	37
平成 24 年 6 月 18 日	仙台会場 (青森県外 5 県)	18
平成 24 年 6 月 21 日	札幌会場 (北海道)	8
平成 24 年 6 月 26 日	名古屋会場(岐阜県外 3 県)	19
平成 24 年 6 月 27 日	福岡会場 (岡山県外 8 県)	28

○ ホームページ等を活用した貸付制度の周知(実績報告書 P.9)

- ・ 『私立学校のための融資ガイド』については、毎年 4 月にホームページを更新した。また、融資金利表については、財政融資資金からの借入条件変更に合わせて、改定の都度ホームページを更新

した(平成 20 年度～24 年度)。

- ・『私立学校のための融資ガイド』の配付

アンケートで借入希望のあった学校法人や各都道府県の私学振興会、また、融資制度説明会において配付した(平成 20 年度～24 年度)。

- ・パンフレット『夢のおてつだい』の配付(平成 20 年度～24 年度)

アンケートで借入希望のあった学校法人や私立大学等経常費補助金説明会、私学リーダーズセミナー、融資制度説明会において配付した(平成 20 年度～24 年度)。

- ・広報誌『月報私学』への掲載(平成 20 年度～24 年度)

- ・全日本私立幼稚園連合会誌『私幼時報』への掲載(平成 24 年度)

### 【東日本大震災への対応】(実績報告書 P.9～12)

[平成 23 年度]

東日本大震災により被災した私立学校施設の円滑かつ迅速な復旧等のため、下記の取組を行った。

○被災学校法人に対する震災復旧支援融資の通知等(実績報告書 P.9～10)

- ・平成 23 年 4 月 7 日:「東日本大震災等で被災された学校法人に対する融資制度のご案内」を学校法人に送付(送付法人数:4,339 法人)。
- ・平成 23 年 4 月 8 日:「東日本大震災等で被災された学校法人に対する融資制度のご案内」をホームページに掲載。
- ・平成 23 年 5 月 10 日:5 月 2 日に第一次補正予算が成立したことに伴い、東日本大震災に係る復旧支援融資の案内を学校法人等に送付(送付法人数:4,292 法人、提出期限:平成 23 年 5 月 23 日)。また、ホームページにも掲載。
- ・平成 23 年 6 月 30 日:震災復旧支援融資の融資条件変更の案内を送付(送付法人数:4,285 法人)。また、ホームページにも掲載。
- ・平成 23 年 8 月 3 日:震災復旧支援融資の借入希望アンケートを再発送(送付法人数:1,055 法人、提出期限:平成 23 年 8 月 22 日)。
- ・平成 23 年 9 月 1 日:震災復旧支援融資に係る専修学校・各種学校の対象範囲拡大をホームページに掲載。

- ・平成23年9月2日:震災復旧支援融資に係る専修学校・各種学校の対象範囲拡大案内を7県(岩手・宮城・福島・茨城・栃木・埼玉・千葉)の主管課に通知。

○ 東日本大震災に係る震災復旧支援融資の相談会等を開催(実績報告書 P.10)

- ・平成23年4月25日～27日:災害見舞金請求受付会場での融資相談窓口を開設した(仙台ガーデンパレス)。5法人が相談で来館。
- ・平成23年6月9日:東日本大震災に係る復旧支援融資説明会、相談会を東京会場で実施した。6法人と相談した。
- ・平成23年6月15日～17日:東日本大震災に係る震災復旧支援融資説明会、相談会を仙台ガーデンパレスで実施した。9法人と相談した。併せて宮城県の2法人、福島県の3法人を個別訪問した。
- ・平成23年6月29日:補助金説明会(仙台会場)で、震災復旧支援融資の説明を行った。

○ 東日本大震災に係る震災復旧支援融資に関する融資条件の取扱い(実績報告書 P.10)

- ・平成23年8月3日:助成業務方法書の一部改正を行った(震災復旧支援融資に係る保証人不要の取扱い)。
- ・平成23年8月30日:事業団法施行令及び助成業務方法書の一部改正を行った(震災復旧支援融資に係る専修学校・各種学校の対象範囲の拡大)。

○ 被災学校法人に対する返済猶予の実施(実績報告書 P.10～11)

- ・平成23年6月15日:平成23年9月期の「返済猶予のお知らせ」をホームページに掲載した。
- ・平成23年7月22日:平成23年9月期返済予定調査を実施した。
- ・平成24年2月9日:平成24年3月期の「返済猶予のお知らせ」をホームページに掲載した。

・返済猶予実績

平成23年3月期: 16法人、135,968,875円(元利合計)

平成23年9月期: 9法人、301,529,930円(元利合計)

平成 24 年 3 月期： 4 法人、 22,446,175 円(元利合計)

計 : 29 法人、 459,944,980 円

(実法人数 21 法人)

なお、平成 24 年 3 月末において、返済猶予をしているのは 2 法人  
21,082,250 円(元利合計)であった。

○ 被災学校法人に対する訪問調査の実施(実績報告書 P.11)

- ・ 平成 23 年 9 月 1 日:融資部職員を増員した(新入職員 1 名、専門員 1 名の採用、特別融資係長 1 名、係員 1 名の併任発令)。
- ・ 平成 23 年 9 月 13 日～12 月 16 日:被災地域の学校法人に対し、お見舞い、被災状況の把握、震災復旧支援融資の案内等を目的として訪問調査を実施した(岩手・宮城・福島・茨城県の幼稚園を中心とした 306 法人を訪問調査)。

被災学校法人に対する訪問調査の概要 (単位:法人、百万円)

区 分	訪問法人数	被害無	被害有	復旧事業費	借入希望額
岩手県	67	35	32	52	8
宮城県	109	17	92	8,161	3,157
福島県	101	22	79	3,219	102
茨城県	29	5	24	1,366	120
計	306	79	227	12,798	3,387

※復旧事業費は、訪問調査により把握できた被害額である。

○ 東日本大震災により被災した学校法人に対する震災復旧支援融資の実績(実績報告書 P.11)

(単位:法人、百万円)

区 分	法人数	貸付額
災害復旧費	21	6,129
災害復旧経営資金	31	3,660
計	52	9,789

[平成 24 年度]

○ 被災学校法人に対する震災復旧支援融資の通知等

- ・平成24年10月17日:復旧支援融資の案内を岩手・宮城・福島県の学校法人等に送付した(送付法人数:197法人)。

○ 被災学校法人に対する返済猶予の実施

- ・平成24年8月14日:平成24年9月期の返済猶予のお知らせをホームページに掲載した。
- ・平成25年2月25日:平成25年3月期の返済猶予のお知らせをホームページに掲載した。

・ 返済猶予実績

平成23年3月期: 16法人、135,968,875円(元利合計)  
 平成23年9月期: 9法人、301,529,930円(元利合計)  
 平成24年3月期: 4法人、22,446,175円(元利合計)  
 平成24年9月期: 2法人、3,564,450円(元利合計)  
 平成25年3月期: 1法人、284,400円(利息)

計 : 32法人、463,793,830円

(実法人数:21法人)

なお、平成24年9月期まで返済猶予としていた1法人については、学校法人の申し出により条件変更を行い、返済猶予を解消した。

また、平成25年3月末において、返済猶予をしているのは1法人6,426,600円(元利合計)であった。

○ 東日本大震災により被災した学校法人に対する震災復旧支援融資の実績(実績報告書P.12)

(単位:千円)

区 分	平成23年度		平成24年度		計	
	法人数	貸付額	法人数	貸付額	法人数	貸付額
災害復旧費	21	6,128,800	10	2,302,500	31	8,431,300
災害復旧経営資金	31	3,660,300	1	100,000	32	3,760,300
計	52	9,789,100	11	2,402,500	63	12,191,600

【安定した貸付財源の確保】(実績報告書P.12)

中期目標期間の各年度において、表のとおり資金需要に応じた適宜・適切な貸付財源の確保を図った。

本目標期間において、貸付金残高に占める自己調達資金の割合が

減少した理由として、平成 21 年度の国の緊急経済対策、平成 23 年度及び平成 24 年度における東日本大震災に係る復旧支援融資、また、私立学校施設の耐震改築事業等について、長期低利融資を実施するために、政府出資金が追加出資された。その結果、自己調達資金に不用が生じたため、貸付財源計画を大幅に変更することとなった。

なお、政府出資金の追加により、平成 24 年度末の政府出資金残高は、1,003 億円となり、助成業務の財政基盤の強化が図られた。

貸付金残高に占める自己調達資金の割合(残高ベース比較)

(単位:百万円、%)

区 分	20 年度末	割合	21 年度末	割合	22 年度末	割合
貸付金残高	596,710		617,196		617,776	
(自己調達資金)						
私学振興債券	52,000	8.7	60,000	9.7	68,000	11.0
長期勘定	305,394	51.2	291,549	47.2	268,669	43.5
計	357,394	59.9	351,549	57.0	336,669	54.5
出 資 金	48,969	8.2	59,969	9.7	59,969	9.7
合 計 (出資金含む)	406,363	<b>68.1</b>	411,518	<b>66.7</b>	396,638	<b>64.2</b>

区 分	23 年度末	割合	24 年度末	割合
貸付金残高	603,656		585,681	
(自己調達資金)				
私学振興債券	67,000	11.1	66,000	11.3
長期勘定	230,998	38.3	192,589	32.9
計	297,998	49.4	258,589	44.2
出 資 金	88,135	14.6	100,329	17.1
合 計 (出資金含む)	386,133	<b>64.0</b>	358,918	<b>61.3</b>

【(小項目)1-2-2】	(2) 貸付対象・貸付条件の見直し状況	【評定】  A																						
	<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学校法人等のニーズ及び民間の融資実態等を踏まえ、適宜貸付対象となる事業、貸付条件の見直しを行う。</p> <p>中期計画:学校法人等のニーズ及び民間の融資実態等に対応して、適宜貸付対象となる事業、貸付条件の見直しを行う。</p>		H20	H21	H22	H23	H24																	
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-2-1】と同じ</p>		<p style="text-align: center;">A      A      A      A      A</p> <p style="text-align: center;"><b>実績報告書等 参照箇所</b></p> <p style="text-align: center;">実績報告書 P.13～17 参照。</p>																						
評価基準	実績	分析・評価																						
<p>【貸付対象・貸付条件の見直し状況】</p> <p>学校法人等のニーズ及び民間の融資実態等に対応して、適宜貸付対象となる事業、貸付条件の見直しを行ったか。</p>	<p>(2) 学校法人等のニーズ及び民間の融資実態等に対応して、適宜貸付対象となる事業、貸付条件の見直しを行った(実績報告書P.13～17)。</p> <p>○ 融資金利を財政融資資金からの借入条件変更に合わせて変更した(実績報告書P.13)。</p> <table border="1" data-bbox="678 740 1480 884"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更回数</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>変更利率</td> <td>1.9～2.3%</td> <td>1.8～2.1%</td> <td>1.5～2.0%</td> <td>1.6～1.9%</td> <td>1.4～1.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>各年度の貸付事業、貸付条件の見直し状況は以下のとおり。</p> <p>[平成 20 年度]</p> <p>○ 貸付事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 21 年度予算要望において、地球温暖化対策のための施設整備事業で、国等の補助金の対象となった事業(空調設備、太陽光発電等)を対象とする「温暖化対策事業」(一般施設費)を要望し、認められた。</li> </ul> <p>○ 貸付条件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付基準面積を新增設に係る事業を除き原則撤廃、私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業等を私立大学戦略的研究基盤形成支援事業へ名称変更するなど、融資関係諸規程の改正を実施した(平成 20 年 7 月 31 日)。</li> </ul>	区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	変更回数	12	9	12	12	12	変更利率	1.9～2.3%	1.8～2.1%	1.5～2.0%	1.6～1.9%	1.4～1.7%	<p>学校法人のニーズ及び民間の融資実態等を踏まえて、各年度、貸付対象範囲の拡大、貸付条件の緩和など、学校法人にとって使い勝手の良い貸付制度への改善が続けられており、また、東日本大震災以降は、復旧のための緊急融資、耐震化工事への長期低利融資の実施など、的確に対応しており、評価できる。</p>				
区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																			
変更回数	12	9	12	12	12																			
変更利率	1.9～2.3%	1.8～2.1%	1.5～2.0%	1.6～1.9%	1.4～1.7%																			

[平成 21 年度]

○ 貸付事業の見直し

- ・ 一般施設費「次世代型学校施設整備事業」に、地球温暖化対策のための整備事業で、国等の補助金の交付対象となった事業を対象とする「温暖化対策事業」を新設した。
- ・ 平成 21 年度補正予算により、教育環境整備費に、授業料減免事業による学生への経済的支援を行っている私立大学等を対象とする「私立大学等学生支援事業」及び緊急融資を必要とする小規模学校法人の資金繰り支援のための「私立学校運営支援事業」を平成 21 年度限りで実施した。

○ 貸付条件の見直し

- ・ 保証人要件の見直しとして、必須となる者を学校法人理事長に限定せず、理事でも認めることとした。
- ・ 償還確実性が高いと見られる法人については、担保評価額と同額までの融資が可能となるよう担保査定の弾力化を図った。

[平成 22 年度]

○ 貸付事業の見直し

「高等学校等就学支援金制度」の実施にあたり、支援金の交付を受けるまでの資金繰りのため、学校法人への短期融資制度を導入した。しかし、高等学校等就学支援金が年 4 回の分割交付となったため、借入需要がなくなり、結果借入希望はなかった。

○ 貸付条件の見直し

- ・ 教育環境整備費のうち経営充実資金について、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により被災した学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に資金が必要な場合においても融資できるよう「貸付金査定細則」を平成 23 年 3 月 31 日付けで改正した。
- ・ 融資に係る保証人免除等、事業団融資の在り方について文部科学省と協議を実施した。なお、第 57 回運営審議会(平成 22 年 6 月 22 日開催)・第 82 回理事会(平成 22 年 6 月 23 日開催)において審議を行い、融資に係る保証人免除等については、引き続き内部での検討、文部科学省との協議を継続していくこととなった。

(東日本大震災に伴う措置)

- ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、既存メニューにおける支援策を検討した(平成23年4月7日付けで「東日本大震災等で被災された学校法人に対する融資制度のご案内」を通知)。

[平成23年度]

○ 貸付事業の見直し

① 東日本大震災に係る震災復旧支援融資の追加

平成23年5月2日に、平成23年度第一次補正予算が成立したことに伴い、東日本大震災により被災した学校法人等の円滑かつ迅速な復旧の支援を行うため、震災復旧支援融資として、既存の災害復旧費(特別・一般)より有利な貸付条件を設定し、教育環境整備費に「災害復旧経営資金」を追加した。なお、この制度については以下の貸付条件とした。

貸付条件

(平成24年3月9日現在)

区分	災害復旧費	教育環境整備費
金利	1～5年目：無利子 6～7年目：0.7% 8年目以降：0.9%	1～5年目：無利子 6～7年目：0.2%
償還方法	25年(うち据置5年以内)	7年(うち据置3年以内)
融資額のうち 資産査定額	正味資産(貸借対照表の総資産－総負債)の30% (ただし、災害復旧費のうち復旧特別については40%) ※事業団の既借入分を差し引かない。	
連帯保証人	不 要	

② 「耐震改築事業に対する長期低利融資」の創設(実績報告書P.16)

平成23年11月21日に、平成23年度第三次補正予算が成立したことに伴い、私立学校施設の耐震化を促進する観点から、「耐震改築事業に対する新たなる長期低利融資」制度を創設した。なお、この制度については次の貸付条件とした。

耐震改築事業に対する長期低利融資 (平成 24 年 3 月 9 日現在)

区 分	一 般 施 設 費 (耐震改築長期低利融資)	
対象学校	大学院・大学・短期大学・ 高等専門学校・高等学校・ 中等教育学校・中学校・ 小学校・特別支援学校	専修学校・各種学校
金 利	1～3 年目:無利子 4 年目以降:0.5%(固定)	通常的一般施設費の 貸付金利-0.5% 1.1%

○ 貸付条件の見直し(実績報告書P.15)

① 保証人の取扱いについて

- ・ 学校法人の要望や法人金融に関して連帯保証人を求めるケースが減少している社会的趨勢を踏まえ、原則として人的保証をなくして物上担保のみで融資できる制度とするため、平成 24 年度概算要求に保証人の廃止の制度改正を反映させた要求を行った(平成 23 年 9 月 30 日)。
- ・ 平成 24 年度予算の承認において、一定の条件を満たす法人に対して保証人を免除することが認められたため、助成業務方法書の一部改正手続きを行った。

② 融資金利の改正について

融資金利は、財政融資資金からの借入条件に合わせて改正を実施した。

[平成 24 年度]

○ 貸付事業の見直し

平成 24 年度補正予算の成立に伴い、平成 27 年度(一部、平成 25 年度)までの間、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化を図るために以下の事業が追加、創設された。

- ・ 「耐震改築事業に対する長期低利融資」の拡充

耐震改築事業に対する長期低利融資の対象校として幼稚園を追加した。

なお、この制度については次の貸付条件とした。

耐震改築事業に対する長期低利融資 (平成 25 年 3 月 13 日現在)

区 分	一般施設費 (耐震改築長期低利融資)		
学 種	幼稚園	大学～小学校	専修学校・各種学校
金 利	0.5% (固定)	1～3 年目 : 無利子 4 年目以降: 0.5%(固定)	通常の一般施設費の貸付金利－ 0.5% 0.9%
償還方法	20 年(うち据置 2 年以内)		
融 資 額	原則として次の 1～3 の中、最も低い額が融資額上限		
1 事業査定額	補助対象事業費のうち学校負担分の 100%	(対象面積×建築単価－補助金)×80%	
2 資産査定額	正味資産(貸借対照表の総資産－総負債)の		
	40%	30% －事業団の既借入分	30% －事業団の既借入分
3 担保査定額	担保物件評価額の 80%以内		

・「耐震改修事業及び防災安全機能強化に対する長期低利融資」の創設

「防災(地震)機能強化に係る補助金の対象となった耐震改修工事」及び「防災安全機能強化に係る補助の対象となった事業」について耐震改修特別融資、防災安全特別融資として低利の融資を実施した。なお、この制度については以下の貸付条件とした。

耐震改修事業及び防災安全機能強化に対する長期低利融資  
(平成 25 年 3 月 13 日現在)

区 分	一般施設費 (防災地震対策費)		
学 種	大学～短大	高校～幼稚園	専修学校・各種学校
金 利	0.5%(固定)		通常の一般施設費 の貸付金利-0.5% 0.9%
償還方法	20年(うち据置2年以内)		
融 資 額	原則として次の1～3の中、最も低い額が融資額上限		
1 事業査定額	補助対象事業費 のうち学校負担分 の80%	補助対象事業費 のうち学校負担分 の100%	補助対象事業費の うち学校負担分の 80%
2 資産査定額	正味資産(貸借対照表の総資産-総負債)の		
	30% 一事業団の 既借入分	40%	30% 一事業団の 既借入分
3 担保査定額	担保物件評価額の80%以内		

○ 貸付条件の見直し

① 保証人の一部免除

平成 24 年度融資から一定の条件を満たす法人に対して保証人を免除することが認められた[助成業務方法書一部改正(平成 24 年 4 月 23 日)、融資規程一部改正(平成 24 年 5 月 14 日)]。

② 融資金利の改正について

融資金利は、財政融資資金からの借入条件に合わせて改正を実施した。

【(小項目)1-2-3】	(3)延滞債権の回収に向けた取組状況	【評定】  A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:適切な与信審査などリスク管理機能の強化を図るとともに貸付債権の確実な回収に努め、事業の安定的な運営を図る。</p> <p>中期計画:貸付事業の安定的な運営を図るため、引き続き厳格な与信審査を実施するとともに、貸付金等が確実に回収される態勢の整備に努め、今後の学校法人等の経営の悪化を考慮しつつ、平成24年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権*の割合を3.0%以下とする。</p> <p>① 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握するとともに対応策を講じることで滞納の抑制に努める。</p> <p>② 貸付先法人のうち長期滞納法人、貸出条件緩和法人及び将来不良債権化が予測される法人に対して、外部専門家(弁護士、公認会計士等)の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努める。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.17~20 参照。				
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-2-1】と同じ</p>						
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【延滞債権の回収に向けた取組状況】</p> <p>第2期中期目標期間中の各年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権の割合が3.0%以下となっているか。</p>	<p>(3) 貸付事業の安定的な運営を図るため、引き続き厳格な与信審査を実施するとともに、貸付金等が確実に回収される態勢の整備に努め、今後の学校法人等の経営の悪化を考慮しつつ、平成24年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権*の割合を3.0%以下とした(実績報告書 P.17~20)。</p> <p>【リスク管理債権の割合を3.0%以下とする】(実績報告書 P.17)</p> <p>貸付債権のもつ信用リスクを早期に把握し、適切なリスク管理を行うため、「貸付債権の自己査定基準」(預金等受入機関に係る検査マニュアルに準じ、事業団が作成した債務者区分をいう。)を作成し、正常・問題債権の区分けや問題債権の分類を行った。「貸付債権の自己査定基準」については、貸付債権の格付けの見直し等、債権評価の厳格化を図るために、従前の「貸付債権の自己査定基準」の見直しを行った(平成21年度)。</p> <p>また、平成23年3月に発生した東日本大震災により被災した貸付先法人に対するリスク管理を行うため、被災状況等を自己査定に反映させ、より適切なリスク管理を行った(平成22年度~24年度)。中期目標期間中におけるリスク管理債権の割合は、以下(①、②)の取組により</p>	<p>貸付事業の安定的な運営を図るため、自己査定基準の見直しを図りつつ厳格に適用し、常にモニタリングを通じて信用格付けの変動を把握し、延滞の発生を抑止を図っている。延滞を生じた場合は、部外専門家の活用も図りながら、早期確実な回収に努めており、リスク管理債権の割合を3%以下に維持しており、評価できる。</p> <p>なお、震災関連の法人を含め、将来、不良債権化する可能性のある法人に対する経営指導等を徹底していくことが望まれる。</p>				

民間金融機関に準じて算定した結果、下表のとおりいずれの年度も3.0%以下となった。

(単位:千円)

区 分	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
リスク管理 債権額(A)	12,553,459	12,182,342	11,009,907	11,759,392	15,467,423	16,796,160
総貸付 残高(B)	606,204,429	596,710,272	617,195,847	617,776,392	603,656,133	585,681,870
リスク管理 債権の割合 (B/A)	2.07%	2.04%	1.78%	1.90%	2.56%	2.87%

① 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握するとともに対応策を講じることで滞納の抑制に努める(実績報告書 P.17~19)。

○ モニタリングの実施(実績報告書 P.17~18)

中期目標期間の各年度において、新規滞納法人の発生を抑制するため、貸付残高のある法人について、債務者区分に基づく信用格付作業を実施し、その推移をモニタリングした。さらに、信用格付の下落が顕著な法人及び低格付で推移している法人については、法人概況表や私学データ作成システムで出力した資料により、学生数等の推移や財務状況から要因を分析するなど、経営状況等の把握に努めた。特に短期滞納に対しては、訪問調査を実施した(延 11 件)。また、貸付時に附帯条項を付した法人から、決算説明を受けた(延 19 件)。

新規貸付法人については、事業実施状況調査を実施するとともに、当該調査を通じて経営状況等を把握した。

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
前年度 新規貸付 法人数	81	84	107	118	123
うち事業実 施状況調 査法人数	46	61	54	10	98

※平成 23 年度は、東日本大震災に係る震災復旧支援融資の実施を優先したため、調査できたのは 10 法人であった(調査予定法人数は 64 法人)。  
 ※平成 24 年度は、平成 22 年度及び平成 23 年度新規貸付法人のうち、98 法人について融資対象事業実施状況調査を実施した。

○ 早期の滞納解消・回収への取組(実績報告書 P.18)  
 (返済期日までの確実な入金に対する一般的な注意喚起)  
 返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行うとともに情報収集を実施し、3 ヶ月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収に努めた。

事業団の償還方法は、元金の返済が 9 月 15 日、20 日(10 月 1 日～3 月 31 日契約分)または 3 月 15 日、20 日(4 月 1 日～9 月 30 日契約分)の年 1 回、利息の支払いが 9 月 15 日、20 日と 3 月 15 日、20 日の年 2 回となっている。ただし、教育環境整備費については、契約締結日によって 4 月～8 月、10 月～2 月の間に返済される。

中期目標期間の各年度において、8 月及び 2 月に「貸付金に係る償還のご案内」をホームページに掲載した。また、広報誌『月報私学』8、9 月号及び 2、3 月号に「貸付金に係る償還のご案内」を掲載し、返済忘れのないよう注意を喚起した。返済期日に入金がなかった場合は、貸付先法人に対して電話や文書等による督促を迅速に行った。

滞納期間が 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の短期滞納法人に対しては、電話や文書等による督促のほか、訪問調査を実施し、直接経営者から事情聴取を行うなどして、滞納期間 6 ヶ月未満での確実な返済を求めた。

(回収計画の有無とその内容)

各貸付先法人の償還期日及び償還額に基づき、当該年度の回収計画を策定し、実施している。

(回収計画の実施状況)

新規滞納法人については融資課が電話督促による早期回収を行い、長期滞納法人については審査・管理室が個別法人の状況を把握したうえで債権の回収に努めている。

第2期中期目標期間における回収率 (単位:千円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回収計画額 (A)	58,601,020	59,064,053	63,112,490	65,282,390	65,329,100
回収実績額 (B)	58,076,620	58,566,348	62,613,936	64,773,040	64,894,783
回収率 (B/A)	99.11%	99.16%	99.21%	99.22%	99.34%

○ 貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組(実績報告書 P.19)

(適切な貸付の審査に係る取組)

中期目標期間の各年度において、信用格付(金融庁による「預金等受入機関に係る検査マニュアル」に準じ、事業団が作成した債務者区分をいう。)により、学校法人等に係る信用リスクを把握するとともに、貸付対象事業に係る明細書類及び関係証ひょう並びに必要に応じて行う現地調査等により、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性、担保物件及び保証人の妥当性について検討し、学校法人等への適切な貸付を行った。

(回収率の向上に向けた取組)

貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握することにより、滞納の抑制に努めた。

返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行い、3ヶ月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収を図った。

貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不

良債権化が予測される法人に対して、事業団の経営支援部署等と連携するとともに、必要に応じて顧問弁護士の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努めた。

- ② 貸付先法人のうち長期滞納法人、貸出条件緩和法人及び将来不良債権化が予測される法人に対して、外部専門家(弁護士、公認会計士等)の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努める(実績報告書 P.19)。

**【長期滞納法人等に対する債権管理の強化】(実績報告書 P.19)**

長期滞納(6ヶ月以上元利金を滞納している)法人に対しては、文書、電話による督促を行ったほか、直接学校法人へ赴き督促、現況聴取を実施した。また、これらの法人を所管する道府県主管課に連絡し、法人の現況等について状況把握に努めた。

信用リスクの高い法人について、私学経営情報センターと協働してプロジェクトチームを編成し、リスク管理債権の圧縮に努めた。また、中期目標期間中における破産申立法人(1法人)、民事再生申立法人(4法人)、競売申立法人(2法人)、連帯保証債務請求申立法人(1法人)、調停等申立法人(3法人)などについて、弁護士等と協議し、債権の保全・回収を図った。

**東日本大震災への対応(実績報告書 P.19~20)**

**【東日本大震災に係るリスク管理の強化】**

平成23年3月に発生した東日本大震災における貸付先法人に対するリスク管理のため以下の取り扱いにより信用格付を実施し、自己査定に反映させリスク管理に努めた。

- ・平成23年3月に東日本大震災が発生したことにより、貸付先法人の被災状況の全容把握が困難であることから、監査法人の助言を参考にして、厚生労働省が発表する災害救助法適用地域にある法人を対象地域とし、被災状況については文部科学省等からの情報収集により得られた被災状況を勘案して、要注意先または破綻懸念先に区分して、信用格付を行った(平成22年度)。
- ・平成23年9月から12月の間に被災3県(岩手県、宮城県、福島県)及び茨城県の原則高校法人以下の貸付残高のある法人(84

	<p>法人)を訪問し、被災状況、学生等数の動向について聞き取り調査を行った。本調査を踏まえ、学生等数の増減、建物の被災状況、原発による影響を勘案して、要注意先、要管理先及び破綻懸念先に区分して、信用格付を行った(平成 23 年度)。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 東日本大震災により、平成 23 年度に信用格付の対象となった法人について、被災の復旧状況を確認した上で信用格付について検討することを前提として、平成 23 年度と同様に取り扱うこととし、信用格付を行った(平成 24 年度)。</li></ul>	
--	---	--

【(中項目)1-3】	3 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	【評定】 A				
【(小項目)1-3-1】	(1) 経営改善等に向けた支援の取組状況	【評定】 A				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】						
<p>中期目標:学校法人の経営に関する指導及び助言を行う文部科学省と連携し、学校法人の経営改善及び安定に向けた経営の分析及び経営相談などの取組を強化する。</p> <p>中期計画:学校法人の経営改善及び安定に向けた取組について積極的に支援するため、経営相談の実施及び必要に応じたフォローアップを行う。</p> <p>また、個別の学校法人の様々な要望に応じて、きめ細かな経営相談を実施するとともに、その体制の充実を図る。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		<b>実績報告書等 参照箇所</b>				
		実績報告書 P.21～25 参照。				

【インプット指標】		(単位:百万円、人)				
(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	H24	
人件費	250	193	197	193	187	
業務経費	229	217	260	257	297	
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)	(2,334)	
従事人員数	28	25	25	24	21	
<p>注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。</p> <p>注2:単位は百万円未満切り捨てである。</p> <p>注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。※</p> <p>注4:従事人員数は、複数の事業を兼務した場合は、それぞれの事業に計上している。</p> <p>※ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。</p> <p>なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。</p>						

評価基準	実績	分析・評価																																										
<p><b>【経営改善等に向けた支援の取組状況】</b></p> <p>学校法人の経営改善及び安定に向けた取組について積極的に支援するため、経営相談の実施及び必要に応じたフォローアップを行ったか。</p> <p>また、個別の学校法人の様々な要望に応じて、きめ細かな経営相談を実施するとともに、その体制の充実を図ったか。</p>	<p>(1) 学校法人の経営改善及び安定に向けた取組について積極的に支援するため、経営相談の実施及び必要に応じたフォローアップを行った。</p> <p>また、個別の学校法人の様々な要望に応じて、きめ細かな経営相談を実施するとともに、その体制の充実を図った(実績報告書P.21～25)。</p> <p><b>【経営相談】(実績報告書P.21～23)</b></p> <p>○ 経営判断指標によるモニタリングの実施(実績報告書P.21～22)</p> <p>大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校法人のうち、「学校法人基礎調査」の提出のあった全ての学校法人に対して、経営判断指標を設定しモニタリングを実施した。</p> <p style="text-align: center;">経営判断指標を設定したモニタリング実施法人数</p> <table border="1" data-bbox="734 571 1451 683"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリング法人数</td> <td>1,361</td> <td>1,357</td> <td>1,351</td> <td>1,349</td> <td>1,354</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 経営判断指標の精緻化(実績報告書P.22)</p> <p>平成 24 年 3 月に学校法人の経営の状況と見通しをより精緻に分析・診断することを目的として「経営判断指標の精緻化」を行った。精緻化の内容は、①法人全体の指標を 7 区分から 14 区分に細分化したこと、②学校単位の指標を創設したことである。</p> <p>○ 経営相談(実績報告書P.22)</p> <p>大学法人、短期大学法人、高等学校法人を対象に経営相談を実施した。5 年間の実施法人数は下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">経営相談実施状況</p> <table border="1" data-bbox="689 1166 1480 1374"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学法人</td> <td>49</td> <td>45</td> <td>53</td> <td>61</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>短期大学法人</td> <td>17</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>23</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>高等学校法人</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>88</td> <td>74</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>112</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申込法人全てに対して実施</p>	区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	モニタリング法人数	1,361	1,357	1,351	1,349	1,354	区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	大学法人	49	45	53	61	77	短期大学法人	17	11	15	23	22	高等学校法人	22	18	12	16	13	計	88	74	80	100	112	<p>学校法人の経営改善及び安定に向けた取組を積極的に支援するため、経営判断指標の精緻化に取り組み、専門家人材バンクを活用しつつ経営相談に応じるとともに、経営相談マニュアル(平成 20 年度)の改訂と内部研修会の充実を図り、私学リーダーズセミナーの活用、私学団体への講師派遣などを通じて広範に学校法人の経営支援を行っており、評価できる。</p>
区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度																																							
モニタリング法人数	1,361	1,357	1,351	1,349	1,354																																							
区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度																																							
大学法人	49	45	53	61	77																																							
短期大学法人	17	11	15	23	22																																							
高等学校法人	22	18	12	16	13																																							
計	88	74	80	100	112																																							

○ 経営困難な学校法人に対する経営相談(実績報告書P.22)

上記の経営相談のうち、経営困難な学校法人に対する経営相談を大学法人、短期大学法人、高等学校法人に実施した。経営困難な学校法人については、状況に応じて経営相談を実施した。5ヶ年の実施法人数は下表のとおりである。

経営困難な学校法人に対する経営相談実施状況

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
実施法人数	57	54	69	84	89

このうち、文部科学省の学校法人運営調査委員会において経営改善計画の作成が必要とされ、学校法人活性化・再生研究会最終報告において示された「事業団が経営改善計画の作成を支援し、文部科学省と共同して計画の進捗状況を把握する」法人として、経営相談を実施したのは以下のとおりである。

文部科学省との連携による経営相談実施状況

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
実施法人数	13	18	33	43	38

○ 専門家人材バンクの活用(実績報告書P.22～23)

- ・ 平成 23 年 3 月に設置した専門家人材バンクに登録されている専門家は、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、再生専門家、学長等の教学専門家であり、平成 25 年 3 月 31 日現在で 26 名が登録されている。
- ・ このうち、弁護士 1 名、公認会計士 1 名、社会保険労務士 1 名の計 3 名については、平成 19 年度より私学経営相談員として、毎月一定時間の相談に応じる委嘱契約をしている。

私学経営相談員の活用状況

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件 数	11	17	32	29	20

- ・ 経営相談における専門的課題の解決、学校法人の研修(FD・SD)での講演、事業団が主催するリーダーズセミナー等に専門家を活用した。

専門家人材バンクの活用状況(私学経営相談員除く)

区 分	23 年度	24 年度
件 数	24	10

○ 経営相談マニュアルの作成(実績報告書P.23)

経営相談の実施体制を充実し、経営相談を効率的かつ効果的に実施するために、相談を担当する職員用に実施手順や資料の作成方法を記載した「経営相談マニュアル」を平成 21 年 3 月に作成した。また、1 年間の経営相談の実施結果を踏まえて、毎年度、マニュアルを改訂している。

○ 内部研修会等の実施(実績報告書P.23)

- ・ 経営相談を担当する職員を対象にして、経営相談マニュアルの内容と前年度からの改善点について内部研修会を実施し、相談業務に対する理解を深めた(平成 22 年度から毎年度実施)。
- ・ 平成 24 年 3 月に経営判断指標を精緻化したことから、新指標についての内部研修会を実施し、理解を深めた(平成 24 年度)。
- ・ 経営相談を実施するうえで、基礎知識となる学校法人会計基準と財務分析について、内部研修会を実施した(平成 22 年度、23 年度)。
- ・ 「私立大学における寄付の現状と課題」について内部研修会を実施し、寄付金に対する職員の知識と理解を深めた(平成 24 年度)。
- ・ 経営相談を実施する前に、経営相談を担当する職員が、当日の対応方針等を説明し、他の職員から助言を受ける経営相談事前検討会を実施した。事前検討会において、学校に提供する資料についても模擬プレゼンテーションを実施することで、担当する職員の説明能力の向上を図った(事前検討会:平成 21 年度から毎年度実施、模擬プレゼンテーション:平成 22 年度から毎年度実施)。
- ・ 経営相談を実施した翌月末を目途に月例報告書を作成し、関係部

署に配付して情報の共有化を図っている。また経営困難な学校法人については、年度末にも別途報告書を作成し、翌年度当初に引継ぎを兼ねた報告会を実施している(平成 22 年度から毎年度実施)。

**【私学リーダーズセミナーにおける個別法人分析会】(実績報告書P.24)**

平成 22 年度から平成 24 年度に開催した「私学リーダーズセミナー」(事業団主催)において、セミナーに参加した法人を対象に、法人毎に財務、学生数(都道府県別、入試区分別等)、就職率等の経営分析を実施した。また、労務など専門的な課題について、事前に社会保険労務士等に相談を希望する学校法人に対しては専門家相談を実施した。

区 分	22 年度	23 年度	24 年度
参加法人数	118	108	89
専門家相談法人数	1	14	4

**【その他の経営支援】(実績報告書P.24~25)**

電話、メール等による教育条件及び経営等に関する相談に対応した。

○ **教育条件及び経営に関する相談及び指導助言(実績報告書P.24)**

学校法人会計基準に基づく会計処理、諸規程の作成・変更、管理運営等に関する学校法人からの質問に対し調査・分析を行い、回答・助言を行う。

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
相談・指導助言数	1,372	1,502	1,522	1,652	918

**〔相談件数の増減要因〕**

(平成 23 年度)

平成 23 年 3 月に「私立学校運営の手引き 4 巻シリーズ」のうち、第 1 巻「私学の経営分析と経営改善(PDF)」、第 2 巻「大学・短期大学の経営基盤強化事例集(冊子)」、第 4 巻「私学の自主的な撤退に当た

「の留意事項(PDF)」の 3 巻を刊行(HP等で公表)したことにより増加した。

(平成 24 年度)

- ・ 上記の「私立学校運営の手引き」が周知されたことから減少した。
- ・ 対応の質の向上を心がけ、質問の趣旨等を深く理解した上で回答することや、質問内容を理解、解決するために必要な事項も斟酌して丁寧に説明するなど、きめ細かな対応に努めたことにより減少した。
- ・ 東日本大震災対応への質問が減少した。

○ 教育条件及び経営に関する資料の作成・提供(実績報告書P.24～25)

私学データ作成システムでは検索・作成できない事項について、学校法人からの依頼に応じて資料を作成・提供した。

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
資料提供数	220	217	253	274	173

[作成・提供依頼件数の増減要因]

(平成 23 年度)

- ・ 文部科学省からの学校法人運営調査に係る資料の提供依頼が増加した。
- ・ 私学団体が主催する研修会において、データを提供する旨のPRを行ったため増加した。

(平成 24 年度)

- ・ 文部科学省や私学関係団体からの依頼件数が減少した。
- ・ 学校法人での講演や、事業団が開催したセミナー(私学マネジメントセミナー、私学リーダーズセミナー、私学スタッフセミナー)で、事業団作成の資料を積極的に提供したため(講師派遣:平成 23 年度 42 件→平成 24 年度 60 件、経営相談:平成 23 年度 100 件→平成 24 年 121 件)減少した。

○ 私学関係団体等への研修会等講師派遣(実績報告書P.25)

私学関係団体等が主催する各種研修会において、主催者の依頼

に応じて事業団職員を講師として派遣した。

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
講師派遣数	54	57	56	46	62

○ 私学情報資料室の外部利用状況(実績報告書P.25)

私学情報資料室(九段事務所 1 階)に、大学法人の諸規程や自己点検評価書等を保管しており、他法人の規程を閲覧するなど学校法人職員の利用に供した。

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
利用者数	230	208	196	181	189

【東日本大震災への対応】(実績報告書P.25)

東日本大震災への対応として、平成 23 年 3 月 14 日に「災害対策相談窓口」を設置し、以下の対応を行った。

- ・被災した学校法人から経営相談の申し込みを受けて実施した。

被災した学校法人への経営相談実施状況

区 分	23 年度	24 年度
実施法人数	83	6

【(小項目)1-3-2】	(2) 経営改善計画の作成支援状況	【評定】  S				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。</p> <p>中期計画:経営改善計画の作成支援については、次のような取組を行う。</p> <p>① 学校法人が自ら経営上の問題点を見つげられる自己診断チェックリストを提供し、取組課題を早期に認識させ、改善を促す。</p> <p>② 私学経営等についての専門的な知見を活用しつつ、経営困難な学校法人の経営改善計画の作成支援をするとともに、その進捗状況のフォローアップを行う。</p> <p>③ 経営改善計画を立案・実行する経営者及び専門スタッフの人材育成を支援する。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	S
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-3-1】と同じ</p>		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.25～27 参照。				
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【経営改善計画の作成支援状況】</p> <p>経営改善計画の作成支援については、次のような取組を行ったか。</p> <p>① 学校法人が自ら経営上の問題点を見つげられる自己診断チェックリストを提供し、取組課題を早期に認識させ、改善を促す。</p>	<p>(2) 経営改善計画の作成支援については、次のような取組を行った(実績報告書 P.25～27)。</p> <p>① 学校法人が自ら経営上の問題点を見つげられる自己診断チェックリストを提供し、取組課題を早期に認識させ、改善を促す(実績報告書 P.25～26)。</p> <p>【自己診断チェックリスト】(実績報告書 P.25～26)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校法人が自らの経営状態の問題点を発見して、取組課題を早期に認識するために、自己診断チェックリストのモデルとして、大学・短期大学編と高等学校独自の視点を加えた高等学校編を作成し、ホームページにて公開した。その後も見直しを行ない改善を図った(大学・短期大学編:平成 20 年度から毎年度更新、高等学校編:平成 21 年度から毎年度更新)。</li> <li>・ チェックリストの利用方法を簡単に解説した「自己診断チェックリストの活用方法」を作成してホームページに公開し、理解の促進を図った(平成 22 年度から毎年度更新)。</li> <li>・ 従来のPDF版の公開に加えて、各学校法人が自らの実態に合わせた分析が可能となるように、新たにエクセル版をホームページに掲載し、学校法人の利用の促進を図った(平成 22 年度から毎年度更新)。</li> <li>・ 平成 24 年度版はデータ更新を行うとともに、「管理運営等に関する</li> </ul>	<p>学校法人が自ら経営上の問題点を見つげられる自己診断チェックリストを作成、毎年度ごとに内容を更新するとともに、経営困難な学校法人に対して経営改善計画作成の支援を行い、計画進捗のフォローアップを実施した。また経営改善計画を立案・実行する経営者・専門スタッフ育成を支援し、「私立学校運営の手引き」を作成してホームページに公開するなど、その活動は高く評価できる。</p>				

② 私学経営等についての専門的な知見を活用しつつ、経営困難な学校法人の経営改善計画の作成支援をするとともに、その進捗状況のフォローアップを行う。

るチェックリスト」の見直しも実施することで、内容をさらに充実した。

② 私学経営等についての専門的な知見を活用しつつ、経営困難な学校法人の経営改善計画の作成支援をするとともに、その進捗状況のフォローアップを行う(実績報告書 P.26)。

【経営改善計画作成支援】(実績報告書 P.26)

- ・各学校法人は早期に自らの経営上の問題点を把握し、その解決に積極的に取り組む必要がある。平成 19 年 8 月に公表した「学校法人活性化・再生研究会最終報告」において、経営困難状態(いわゆるイエローゾーン)の学校法人は正常状態への回帰を目指して、早期に期限と目標を明確にした経営改善計画を立案し実施すべきであり、事業団はその作成を支援すべしとされている。この報告を受け平成 20 年度の経営相談より、経営相談の実施項目の中に「経営改善計画作成支援」を追加した。
- ・大学法人、短期大学法人、高等学校法人から経営改善計画作成支援の申し込みがあり、その全ての経営相談を実施した。個別の学校法人によっては、その進捗状況により複数回の学校訪問または来団等により、経営改善計画の作成を支援した。5 ヶ年の実施法人数は下表のとおりである。

経営改善計画作成支援に係る経営相談実施状況

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
実施法人数	34	33	45	55	49

- ・具体的な支援としては、事業団が独自に作成した「経営改善計画の内容として標準的に盛り込むべき項目の記入例(本文様式・財務計画表様式・実施管理表様式・本文記入要領・実施管理表記入要領)」を提供した。
- ・現状分析や今後の方向性を決めるツールとしての「損益分岐点分析」や「SWOT分析」も必要に応じて実施し、提供した。
- ・前年度以前に経営改善計画を作成した法人に対しては、計画の実施状況について実施管理表等を用いてヒアリングを行うことで進捗状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行った。

③ 経営改善計画を立案・実行する経営者及び専門スタッフの人材育成を支援する。

③ 経営改善計画を立案・実行する経営者及び専門スタッフの人材育成を支援する(実績報告書 P.26～27)。

【人材育成を支援する教材の見直しと充実】(実績報告書 P.26～27)

- ・ 各学校法人は早期に自らの経営上の問題点を把握し、その解決に積極的に取り組む必要がある。平成 19 年 8 月に公表した「学校法人活性化・再生研究会最終報告」において、経営困難状態(いわゆるイエローゾーン)の学校法人は正常状態への回帰を目指して、早期に期限と目標を明確にした経営改善計画を立案し実施すべきであり、事業団はその作成を支援すべしとされている。この報告を受け平成 20 年度の経営相談より、経営相談の実施項目の中に「経営改善計画作成支援」を追加した。
- ・ 経営改善計画を策定するための教材として、経営改善計画の内容として標準的に盛り込むべき項目の記入例等による「基礎知識編」、具体的な作成事例等の「ケーススタディ編」をそれぞれホームページに公表し、毎年度内容の見直しと充実を図った。
- ・ 教材の充実については、中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告(平成 22 年 6 月)」において「各学校法人が経営状況の分析・見通しを適切に行い、展開すべき分野を選別し、経営上看過できない状況に至る前に、自らの進むべき方向性を早期に判断できるよう備えることが重要であり、そのためには、文部科学省と日本私立学校振興・共済事業団の経営指導の充実が必要」との提言がなされた。この提言を受けて、事業団では、学校法人が将来的な方向性を早期に判断し得るように、また適時適切に必要な対応を行えるように、経営状況の分析、経営改善計画の策定・実施、自主的な撤退に当たっての留意事項、経営基盤強化の事例など実務の参考となる教材として、以下の(1)～(4)の構成で「私立学校運営の手引き」を作成しホームページ等に公表した。
  - (1) 私学の経営分析と経営改善計画(平成 23 年 5 月公表、24 年 3 月改訂版公表)
  - (2) 大学・短期大学の経営基盤強化事例集(平成 23 年 5 月公表)
  - (3) 戦略的な連携・共同事例集(平成 24 年 3 月公表)
  - (4) 私学の自主的な撤退に当たっての留意事項(平成 23 年 5 月公表)

**S 評定の根拠(A 評定との違い)**

経営改善計画の作成支援等においては、本中期目標期間を通じて、積極的に改善を図った結果、支援内容が非常に充実し、中期計画を期待以上に上回る実績を上げており、最終の平成24年度評価においても、S評定となった。これらの実績は、中期目標を期待以上に達成するものであり、今後の学校法人等の財務状況の改善等にとって大いに資するものと考えられる。したがって、本項目については、特に優れた実績と判断し、S評定とした。

【(小項目)1-3-3】	(3)ホームページ内容の工夫・改善の取組状況	【評定】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。</p> <p>中期計画:私立学校の教育条件及び経営に関する情報の利用を促進するため、ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものになるよう改善を行う。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-3-1】と同じ</p>		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.27 参照。				
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【ホームページ内容の工夫・改善の取組状況】</p> <p>私立学校の教育条件及び経営に関する情報の利用を促進するため、ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものになるよう改善を行ったか。</p>	<p>(3) 私立学校の教育条件及び経営に関する情報の利用を促進するため、ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものになるよう以下のとおり改善を行った(実績報告書 P.27)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校法人等に迅速な情報提供を行うため、各部署が直接、簡便にホームページの作成・編集を行うことが出来る「ホームページ作成支援システム」を構築した(平成 20 年度)。</li> <li>○ トップページのデザインの変更を行い、①利用者に対する視覚的イメージの向上、②トップページから主要コンテンツへの直接リンク、③助成業務、共済業務のサイト内検索機能の追加、④著作権やリンク設定、推奨環境等の情報を利用者に提供した(平成 21 年度)。</li> <li>○ トップページの①グローバルナビゲーションの整理、細分化(5 項目→8 項目)、②トップページにリンクした本部共通ページのデザインをリニューアルし、文字サイズ(大、中、小の 3 段階)の変更機能を追加、③更新情報機能の拡充を行い、自動的に過去の更新情報を別ページにアーカイブ化(直近情報 1ヶ月毎、過去情報は 1年毎の 2 種類)する機能の追加、④サイトマップ自動作成機能の追加、⑤経営支援・情報提供業務メニューについて、提供情報ごとにタイトルを付けて分類、整理し、利用者が必要な情報をより選択しやすい構成に変更した(平成 22 年度)。</li> </ul>	<p>「ホームページ作成支援システム」を構築(平成 20 年度)以来、内容の改善に努め、平成 23 年度には USP (Unique「独自性」 Selling「売り」 Proposition「提案」)を基本コンセプトとした充実を図り、その後も各種申請様式のダウンロード機能を追加するなど利用者が使いやすいシステムに進化させており、評価できる。</p>				

	<ul style="list-style-type: none"><li>○ USP(Unique「独自性」 Selling「売り」 Proposition「提案」)を基本コンセプトとした、①利用者別ページの作成、②事業団の設立目的の掲載、③事務所写真下へのキャプション挿入とリンク設定、④ローカルメニューのページをトップページのヘッダー及びフッター部分に再配置、⑤東日本大震災への対応として被災地向けの情報専用ページ及び「私学支援ポータルサイト」を開設した(平成 23 年度)。</li> <li>○ トップページに、①各種申請用紙等のダウンロードページの追加、②更新情報に担当部署等のアイコン表示を追加した(平成 24 年度)。</li></ul>	
--	---	--

【(小項目)1-3-4】	(4) 情報収集提供機能の充実・改善状況	<b>【評定】</b> <p style="text-align: center;">A</p>				
<b>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</b> 中期目標: 情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。 中期計画: 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能を改善する。 ① 電子窓口システムを改善し、学校法人の利便性を向上させるとともに、私学団体等に対しても利用可能なものとする。 ② ネットワークを利用した各種情報収集提供システムについて、機能の追加・拡充を行う。		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		<b>実績報告書等 参照箇所</b> 実績報告書 P.27～30 参照。				
<b>【インプット指標】</b> <b>【(小項目)1-3-1】と同じ</b>						
<b>評価基準</b>	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b>				
<b>【情報収集提供機能の充実・改善状況】</b> 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、以下のとおり情報収集提供機能を改善したか。 ① 電子窓口システムを改善し、学校法人の利便性を向上させるとともに、私学団体等に対しても利用可能なものとする。	(4) 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能を以下のとおり改善した <b>(実績報告書 P.27～30)</b> 。  ① 電子窓口システムを改善し、学校法人の利便性を向上させるとともに、私学団体等に対しても利用可能なものとする <b>(実績報告書P.27)</b> 。 ・ インターネットを通じて事業団の各種調査等をやりとりするシステム(「電子窓口システム」)に、学校法人が入力する内容を理解しやすくするため、前年度に提出(回答)した内容が記載されているプレデータファイルの配付が行える機能を追加し、学校法人の事務負担の軽減を図った。 また、私学団体等の利用も可能とする機能を追加した(平成20年度)。	私立学校の教育条件及び経営に関する情報の収集・提供に関しては、利便性向上のために電子窓口システムを改善し、また、平成 22 年度から3か年計画で新システムを整備し、データベースの共有化と迅速かつ円滑な情報提供の体制を実現した。また、情報セキュリティに関しても、国の対応を基準として、内部研修、監査を実施しており、評価できる。				

② ネットワークを利用した各種情報収集提供システムについて、機能の追加・拡充を行う。

② ネットワークを利用した各種情報収集提供システムについて、機能の追加・拡充を行う(実績報告書P.28～30)。

・ 学校法人による入力システム(基礎調査票e-マネージャ)

「基礎調査票e-マネージャ」による「学校法人基礎調査」の提出状況

区分	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	対象法人数(A)	提出法人数(B)	提出率(%) (B/A×100)	対象法人数(A)	提出法人数(B)	提出率(%) (B/A×100)	対象法人数(A)	提出法人数(B)	提出率(%) (B/A×100)
大学・短期大学・高等専門学校法人	674	674	100.0	677	673	99.4	671	668	99.6
高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人	746	455	61.0	749	516	68.9	753	543	72.1
計	1,420	1,129	79.5	1,426	1,189	83.4	1,424	1,211	85.0

区分	平成23年度			平成24年度		
	対象法人数(A)	提出法人数(B)	提出率(%) (B/A×100)	対象法人数(A)	提出法人数(B)	提出率(%) (B/A×100)
大学・短期大学・高等専門学校法人	671	670	99.9	675	672	99.6
高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人	754	578	76.7	758	597	78.8
計	1,425	1,248	87.6	1,433	1,269	88.6

・ 「私学データ作成システム」の機能の追加

\* 出力項目に「助教」等を追加(平成20年度)

\* 出力項目に中学校、小学校を追加(平成21年度)

\* 対比可能なデータに1法人1学校当たりの全国平均値を追加(平成21年度)

- ・「私学データ作成システム」「今日の私学財政閲覧システム」の利用促進活動として、外部で開催される研修会での講演や「私学リーダーズセミナー」等の機会に、当該システムで作成した資料等を活用し、システムの利用方法等の周知を図った(平成20年度～平成24年度)。

情報提供システムのアクセス件数推移

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
私学データ作成システム	2,599	2,666	2,756	2,568	1,951
今日の私学財政システム	13,868	14,860	21,177	25,205	28,196

(アクセス件数の増減要因)

- \* 「私学データ作成システム」のアクセス件数が、平成22年度から平成24年度にかけて805件減少している。その主な原因は、学校法人のシステム環境の変化(基本ソフトのバージョンアップ等)によって、「私学データ作成システム」が使用している基本ソフト(Access2000)と不具合が発生したことである。このため、不具合を解消しより一層迅速かつ円滑な情報提供を行う、新しいシステムを開発した。
- \* 学校法人での講演や、学校法人を集めたセミナー等で、事業団作成の資料を積極的に提供したため(講師派遣:平成23年度42件→平成24年度60件、経営相談:平成23年度100件→平成24年121件)減少した。
- ・「今日の私学財政(大学・短期大学編)」と「今日の私学財政(高等学校・中学校・小学校編)」について、平成24年度版からCD-ROM化して、学校法人基礎調査の提出のあった学校法人に配付した。CD-ROMには従来の冊子をPDF化したファイルとともに、CSV形式のデータファイルを収録することで、学校法人のデータ活用の利便性向上を図った。
- ・私学経営情報センターでこれまで実施した調査等により収集された文字情報について、学校法人のニーズに合ったものとして提供するため、検索機能を構築し、データベース化を図る(平成21年度～22

年度)。

・ 新たなシステム体系の構築

平成22年度に「今日の私学財政作成システム」(事業団内部用)、平成23年度に「私学情報提供システム」(学校法人検索可)を構築し、3年計画の最終年度である平成24年度に「汎用検索システム」(事業団内部用)を開発した。これにより、データベースが共通化され、迅速かつ円滑な情報提供が行えることとなった。

・ 情報セキュリティの維持

\* 「自己点検票」による調査の実施(平成21年度～24年度)

私学振興事業本部に勤務し、業務ネットワークに接続している者に対して「自己点検票」による調査を実施した結果、「情報セキュリティポリシー実施手順書」に違反する回答はなかった。また、調査後、自己点検に基づく改善チェックリストを作成し、自己点検後のフォローを行った。

点検結果は「情報セキュリティポリシー」に基づき設置されている「情報セキュリティ小委員会(私学振興事業本部)」にて報告した。

\* 情報セキュリティ研修の実施(平成20年度～24年度)

私学振興事業本部に勤務する者(派遣・アルバイトを含む)に対し、情報セキュリティ対策を適切に実践させるよう研修を行った。内容は、主にデータ持ち出しの際の注意事項やインターネット・メール等使用時の注意事項、情報漏えいの対策等についての説明を行い、さらに平成24年度からはビデオ教材を導入し、難解になりがちなセキュリティについて、より解りやすい研修にするよう努めた。

情報セキュリティ研修の実施状況

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回数	2	2	3	2	4
参加人数	108	126	129	139	131

\* 情報セキュリティ対策基準の改定(平成24年度)

情報セキュリティポリシーについては、平成23年度に「政府機

	<p>関の情報セキュリティ対策のための統一基準」が改定されたことをうけ、事業団においても情報セキュリティ対策基準について政府統一基準に準拠した改定を行った。</p> <p>* 情報セキュリティ監査の実施</p> <p>平成 21 年度 総務課、人事課、経理第一課、補助金課、 寄付金課</p> <p>平成 22 年度 企画室、融資部、システム管理室、私学経営情報センター、監査班</p> <p>平成 23 年度 補助金課、寄付金課、総務課、人事課、経理第一課</p> <p>平成 24 年度 私学経営情報センター、融資部、システム管理室、 企画室</p>	
--	---	--

【(小項目)1-3-5】	(5) 学校法人等に対する情報提供状況	【評定】  A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。</p> <p>中期計画: 情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図る。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	B	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.30~31 参照。				
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-3-1】と同じ</p>						
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【学校法人等に対する情報提供状況】</p> <p>学校法人等に対し積極的な情報の提供を図るため、情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施したか。</p>	<p>(5) 情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図った(実績報告書 P.30~31)。</p> <p>【アンケート調査の実施】(実績報告書 P.30)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校法人の経営改善方策に関するアンケート(大学・短大法人)」(平成20年度)</li> <li>・「資産運用に関するアンケート」(平成20年度)</li> <li>・「私立高等学校の経営改善方策に関するアンケート」(平成21年度)</li> </ul> <p>【ホームページへの掲載や刊行物の刊行】(実績報告書 P.30)</p> <p>①『今日の私学財政』の刊行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園・特別支援学校編(毎年度刊行:平成19年度~23年度版)</li> <li>・ 専修学校・各種学校編(毎年度刊行:平成19年度~23年度版)</li> <li>・ 大学・短期大学編(毎年度刊行:平成20年度~24年度版)</li> </ul>	<p>各種アンケート等により学校法人等の関心动向を把握しつつ、研修会・セミナーの開催、ホームページ、刊行物等を通じて広範かつ積極的な情報提供を行っており、評価できる。</p>				

※「平成 24 年度版今日の私学財政(大学・短期大学編)」より CD-ROM 化

・ 高等学校・中学校・小学校編(毎年度刊行:平成 20 年度～24 年度版)

※「平成 24 年度版今日の私学財政(高等学校・中学校・小学校編)」より CD-ROM 化

② その他中期目標期間中の刊行物

・ 『私立大学・短期大学等入学志願動向(速報)』(平成 20 年度～24 年度)

・ 私学経営情報第 26 号「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 大学・短期大学編(平成 20 年度)

・ 私学経営情報第 27 号「平成 20 年度版 大学経営の事例集～大学経営を成功に導くために～」(平成 20 年度)

・ 私学経営情報第 28 号「平成 20 年度版 私立高等学校のこれからの考える」(平成 20 年度)

・ 私学経営情報第 29 号「私立高等学校の経営改善方策に関するアンケート報告」(平成 21 年度)

・ 私立学校運営の手引き第 2 巻「大学・短期大学の経営基盤強化事例集」(平成 22 年度)

③ ホームページへの掲載(ホームページのみ)

・ 私立学校運営の手引き第 1 巻「私学の経営分析と経営改善計画」(平成 22 年度)

・ 私立学校運営の手引き第 4 巻「私学の自主的な撤退に当たっての留意事項」(平成 22 年度)

・ 私立学校運営の手引き第 1 巻「私学の経営分析と経営改善計画(改訂版)」(平成 23 年度)

・ 私立学校運営の手引き第 3 巻「戦略的な連携・共同事例集」(平成 23 年度)

**【アンケート結果等に基づく研修会による積極的な情報提供】  
（実績報告書 P.31）**

区分	名称	場所	回数	法人数	参加者
20年度	私立大学・短期大学等マネジメントセミナー	全国	4	274	554
	私立高等学校マネジメントセミナー	全国	4	219	399
21年度	私立高等学校マネジメントセミナー	全国	5	409	589
	トップのための財務の見方セミナー	東京	1	21	21
22年度	第1回私学リーダーズセミナー	全国	7	136	199
23年度	第2回私学リーダーズセミナー	全国	6	116	141
24年度	第3回私学リーダーズセミナー	全国	5	101	110
	第1回私学スタッフセミナー	神奈川	1	24	24
	私学マネジメントセミナー	全国	2	349	349

・私学リーダーズセミナーについては、以下のような意見に示されるように、高い評価を得ることができた。

\*体系的にまとめて会計基準のことを学ぶことができて、大変勉強になった。

\*改善策を考えると、自大学の財務分析は非常に重要で、今回は財務の見方を習得できて、大変勉強になった。自校の数値を知ることができ、認識を新たにした。

\*現在本学において問題となっている諸点について、他大学と比較したものなど適切な分析資料を用意して頂いた上に、一つ一つの問題に大変納得のいくアドバイスを頂くことが出来た。

\*外部講師の講演を聞いて、中小大学が生き残りを賭け積極的に経営改革に取り組んでいる現状を十分認識することができた。本学での手法をもっと考えていきたい。

**【支援事業の受託】（実績報告書 P.31）**

・新潟県から県下の大学改革を推進するための支援事業を受託し、大学改革セミナーを実施（平成20年度3回、平成21年度2回）した。また、大学・短期大学の経営状況を現地調査し、課題や将来展望に関する助言、魅力向上のためのロードマップ作成補助等を行った（平成20年度、21年度）。

【(中項目)1-4】	4 受配者指定寄付金事業	【評定】 A				
【(小項目)1-4-1】	(1) 利用促進に向けた取組状況	【評定】 A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 制度の趣旨、目的及び申請手続き等について、学校法人及び寄付者に広く周知することにより、学校法人への寄付の促進を図る。</p> <p>中期計画: ホームページ等を活用して学校法人及び企業等への広報活動を強化するなど、受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた取組を行う。</p> <p>特に、経済団体や地方公共団体にパンフレットを配布するなど、寄付金制度の周知を図る。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.32～33 参照。				
【インプット指標】		(単位: 百万円、人)				
(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	H24	
人件費	32	34	27	26	26	
業務経費	30	26	17	28	23	
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)	(2,334)	
従事人員数	5	5	4	4	4	
注1: 上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。						
注2: 単位は百万円未満切り捨てである。						
注3: 貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。※						
注4: 従事人員数は、複数の事業を兼務した場合は、それぞれの事業に計上している。						
※ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、						
利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。						
なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。						
評価基準	実績					分析・評価
<p>【利用促進に向けた取組状況】</p> <p>ホームページ等を活用して学校法人及び企業等への広報活動を強化するなど、受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた取組を行ったか。</p> <p>特に、経済団体や地方公共団体にパンフレットを配布するなど、寄付金制度の周知を図ったか。</p>	<p>(1) ホームページ等を活用して学校法人及び企業等への広報活動を強化するなど、受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた以下のような取組を行った(実績報告書 P.32～33)。</p> <p>特に、経済団体や地方公共団体にパンフレットを配布するなど、寄付金制度の周知を図った。</p> <p>【広報活動の強化】(実績報告書 P.32)</p> <p>○ ホームページ・広報誌を活用した積極的な情報開示</p> <p>受配者指定寄付金制度利用促進に向けた広報活動として、『寄付金事務</p>					<p>ホームページ、広報誌を通じるとともに、「寄付金事務の手引き」等の冊子の制作等を含めて制度の周知を図っており、本中期目標期間においては、経済状況も停滞するなか、「受配者指定寄付金制度」への寄付者数は、同水準を維持している。</p> <p>また、東日本大震災の発生に際しては、これに特化した周知活動をも展開するなど、評価できる。</p>

の手引』の概要及び『寄付金パンフレット』のホームページへの掲載、受配者指定寄付金の制度概要及び利用案内の広報誌『月報私学』への掲載を行った。

○ 『寄付金事務の手引』及び『寄付金パンフレット』の作成・配布

学校法人の受配者指定寄付金制度の理解と利用に供するため、『寄付金事務の手引』を学校法人、都道府県主管課に配布した。

また、私立学校への寄付の拡充に向けて、法人等寄付者に制度をより理解してもらうための『寄付金パンフレット』を学校法人、47 都道府県主管課、経済団体に配布した。

なお、『寄付金パンフレット』は出張その他で学校法人を訪問する際に配布した。

「寄付金事務の手引」・「寄付金パンフレット」の配布

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
学校法人	1,419	1,412	1,415	1,411	1,423
経済団体	10	9	12	13	17

【東日本大震災に係る「私学支援ポータルサイト」ホームページへの掲載等】  
(実績報告書 P.32～33)

○ ホームページを活用した積極的な情報開示(実績報告書 P.32～33)

東日本大震災で被災した私立学校の復旧・復興とそれらを支援しようとする企業等の法人又は個人をマッチングさせて寄付金の授受を可能にするために、平成 23 年 9 月 1 日からホームページに「私学支援ポータルサイト」を開設し、広報誌等への掲載のほか、PR紙を学校法人が参加する研修会での配布や経済団体を訪問し会員企業等への配布の依頼を行った。その結果、平成 25 年 3 月 31 日までに 45 法人に対し総額 2,297 万円の寄付支援が実現した。

【受配者指定寄付金の利用状況】(実績報告書 P.33)

「受配者指定寄付金制度」の利用により、寄付金を受け入れた学校法人数及び寄付者数(企業等法人)は、下表のとおりである。

受配者指定寄付金利用状況(平成 20 年度～24 年度)

利用年度	20 年度		21 年度		22 年度		23 年度		24 年度	
法人種別	学校法人数	寄付者数								
大 学	175	5,640	188	4,899	191	4,644	192	5,242	196	4,972
短期大学	13	176	13	124	11	96	10	112	14	138
高等学校・ 中学校・小 学校・特別 支援	65	572	77	912	97	912	99	876	103	1,012
幼 稚 園	8	31	12	95	14	432	29	250	16	111
専修学校	25	126	31	185	28	144	27	62	27	97
合 計	286	6,545	321	6,215	341	6,228	357	6,542	356	6,330

注 1: 学校法人数は実数

注 2: 寄付者数は法人(企業等)のみで、延べ数である。

【(小項目)1-4-2】	(2) 電算処理システムの構築状況	【評定】  A				
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 寄付金の受入れから配付までの業務について、学校法人及び寄付者の要望等も踏まえつつ、円滑かつ適切に事務処理を行う。</p> <p>中期計画: 寄付金の受入れから配付までの業務の簡素合理化を進め、学校法人が行う申請手続きの負担軽減を図るため、寄付金業務の電算処理システムを構築する。</p>		H20	H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所				
		実績報告書 P.33 参照。				
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-4-1】と同じ</p>						
評価基準	実績	分析・評価				
<p>【電算処理システムの構築状況】</p> <p>寄付金の受入れから配付までの業務の簡素合理化を進め、学校法人が行う申請手続きの負担軽減を図るため、寄付金業務の電算処理システムを構築したか。</p>	<p>(2) 寄付金の受入れから配付までの業務の簡素合理化を進め、学校法人が行う申請手続きの負担軽減を図るため、寄付金業務の電算処理システムを構築した(実績報告書 P.33)。</p> <p>【寄付金システムの稼働】(実績報告書 P.33)</p> <p>○ ホームページを活用した積極的な情報開示</p> <p>寄付金業務の電算処理システムは、平成 19 年度に策定された「高度総合情報推進計画(平成 20~24 年度)」において、平成 23 年度にシステム開発を行い、平成 24 年 4 月 17 日に稼働を開始した。これにより、学校法人は受配者指定寄付金についての「事業団入金情報」「寄付金受領書発送情報」「配付申請情報」「利用情報」を事業団に照会することなく確認ができるようになった。事業団では利用促進を図るため稼働開始の前後において学校法人に利用の案内について通知した。その結果、稼働を開始した平成 24 年度は 1,028 法人からのアクセスがあった。</p>	<p>寄付金業務の電算処理システムは、平成 24 年 4 月 17 日に稼働を開始し、その後も順調に運用されて学校法人の事務負担軽減に寄与しており、評価できる。</p>				